

第4期中期目標期間 業務実績報告書

【第4期中期目標期間】平成30年度～令和4年度

実績期間 : 平成30年 4月 1日から
令和 5年 3月31日まで



独立行政法人 空港周辺整備機構

業務運営に関する報告

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (1) 再開発整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 住宅騒音防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0
 - (3) 移転補償事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
 - (4) 緑地造成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
2. 業務運営の効率化に関する事項
 - (1) 業務改善の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
 - (2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化・・・・・・・・ 3 9
3. 財務内容の改善に関する事項
 - (1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・ 4 2
 - (2) 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7
 - (3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画・・ 4 8
 - (4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画・・・・・・・・ 4 9
 - (5) 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 0
4. その他業務運営に関する重要事項
 - (1) 適切な内部統制の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1
 - (2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進・・・・・・・・・・・・ 5 8
 - (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化・・・・・・・・・・・・ 6 2
 - (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進・・・・ 7 5
 - (5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途・・・・・・・・ 7 8

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。



(1) 再開発整備事業

中期目標・中期計画

【中期目標】

(1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていくこと。

※航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

【指標】

- ・ 定期巡回による全施設月 1 回の点検実施
(平成 28 年度実績 全施設月 1 回の点検実施)
- ・ 全貸借人との情報交換のための面談 年 1 回以上
(平成 28 年度実績 一部貸借人と面談)

【中期計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていく。

(指標：定期巡回による全施設月 1 回の点検実施)

(指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上)



中期目標期間における取組

<老朽化施設の保全>

取組内容	成果、効果
【中期目標期間における取組】 ○ 騒音斉合施設において、耐用年数を経過し老朽化の進行が著しく、耐震性能など安全性に問題があると判断した3施設について、平成29年度以降、賃借人に対して立ち退きの要請を行ってきた。 【各年度の主な取組】 ■平成30年度 ○ 立退交渉について、弁護士への委任契約を締結し、相談や不動産鑑定士による立退料算定を行うとともに、相手方の意向や希望を確認しながら丁寧に進めた。さらに、立退料を平成30年度予算から引当金として計上できるように監査法人へ立退交渉状況の説明を行った。 ■令和元年度 ○ 平成29年以降、粘り強く交渉を続けてきた結果、平成31年4月に当該3施設のうち2施設について、解約合意書の締結に至った。2施設ともに当該年度中に明け渡しまで完了した。 ■令和2年度 ○ 令和元年度中に明け渡しが完了した2施設について原状回復を行い、国有地を国に返還した。 残り1施設については、弁護士と相談のうえ、現行の建物賃貸借契約を定期建物賃貸借契約に変更する案を提示した。	○ 立退交渉を弁護士と相談しつつ、丁寧に対応した結果、3施設のうち2施設について機構が考える条件で立ち退きが完了した。残り1施設についても、引き続き交渉を進めている。 立退き交渉は、機構において初めてのことで、賃借人への対応のみならず、弁護士や関係機関との調整も含め、今後の業務運営に資するものとなった。 ○ 賃借人と退去時期や条件等に係る意向を確認しつつ、弁護士とも相談を行い、法的見解等も踏まえて粘り強く交渉を行った結果、対象3施設のうち2施設について、立退にあたり必要となる解約合意書締結に関し、概ね合意に至ることができ、危機管理の点において大きな進展があった。 ○ 賃借人との交渉を積み重ねた結果、機構が考える条件での合意に至ることができた。特に立退き料については、交渉が難航すると懸念されたが、賃借人と良好な関係を築けていたことから、特に問題が発生することなく解決できた。 明け渡しについても、速やかに完了することができたことから、自然災害発生時の建物倒壊などによる賃借人の安全面のリスクを回避することができた。 ○ 残り1施設について、これまで賃借人との面談を重ね、適宜、意向の確認や相談にも乗ってきたところであり、契約形態の切り替えを提示したことで、契約の終期が明確になり、引き続き、弁護士と相談しながら交渉を継続していくこととした。



取組内容	成果、効果
■令和3年度 ○ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設の立退きについては、弁護士と相談のうえ、以下のとおり交渉を進めた。 ・ 賃借人の経営状況を鑑み、現行の建物賃貸借契約を定期賃貸借契約に変更する案を弁護士立ち会いの上、具体的に提示した。 ■令和4年度 ○ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設については、耐震性能など安全性の観点も踏まえ、弁護士と相談のうえ、立退きを前提とした交渉を進めている。	○ これまで、賃借人との面談を重ね、適宜、意向の確認や相談にも乗ってきたところであり、令和3年度は、弁護士立会いのもと定期賃貸借契約書（案）を提示して契約期間の終了日を明確に示してきたが、賃借人の事情により立退きには至っていない。引き続き、弁護士と相談しながら交渉を継続していく。 ○ 賃借人との面談を重ね、適宜、意向の確認や相談にも応じてきたところであるが、賃借人側の事情により立退きには至っていない。引き続き、弁護士と相談しながら交渉を継続していく。



中期目標期間における取組

<騒音斉合施設の維持管理>

取組内容	成果、効果
【中期目標期間における取組】 ○ 全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を行うとともに、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を行った。 定期巡回の際には、外観の目視点検だけでなく、適宜現地にて賃借人と面談することにより、施設の稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。 ○ 大型施設（大井地区）については、「大井地区騒音斉合施設改修計画」に基づき、定期的に実施した。 そのほか、定期巡回や賃借人からの報告により判明した不具合箇所などの臨時修繕等を実施した。 【各年度の主な取組】 ■令和3年度 ○ 大型施設以外の建物についても、建築物の長寿命化への取組として、令和2年度に実施した建物の現況把握及び概算修繕費算出調査に基づき、新たに「騒音斉合施設全体修繕計画」（大型施設含む）を策定した。 ■令和4年度 ○ 新たな「騒音斉合施設全体修繕計画」に基づいた大規模改修工事や修繕を行い、施設の継続的な安全性の確保と適切な維持管理を実施した。	○ 定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを早期かつ的確に把握することができた。 また、巡回時に賃借人と面談することで、賃借人との良好な関係も構築することができた。 これらの取組により、指標である「定期巡回による全施設月1回の点検実施」については、すべての年度において達成している。 ○ 「大井地区騒音斉合施設改修計画」による計画的な修繕及び定期巡回点検等による適時適切な修繕を行った。 また、臨時修繕については、賃借人からの要望へ迅速な対応により、不測の事態を回避するなど、施設の維持管理を確実に実施することができた。 ○ 騒音斉合施設の資産価値を維持するため、各々の施設を適切に維持管理していく必要があり、今般の大井地区を含んだ全体修繕計画を策定したことにより、施設全体を見据えた計画的な修繕が可能となった。 ○ 騒音斉合施設の資産価値維持のため、修繕計画に基づいた計画的修繕が実施できた。 ・大型施設2件 ホームセンター （防火シャッター改修、防水改修） また、予防保全（照明設備交換）を行ったことで、資産の維持管理が適切に図られた。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

【指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	回数	達成率	回数	達成率	回数	達成率	回数	達成率	回数	達成率
定期巡回	12回	100%	12回	100%	12回	100%	12回	100%	12回	100%
緊急巡回	3回	—	5回	—	5回	—	2回	—	1回	—

※ 各年度の定期巡回の回数12回は、毎月1回実施。

＜騒音斉合施設の修繕等状況＞

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	計画	臨時	計画	臨時	計画	臨時	計画	臨時	計画	臨時
大型施設(大井地区)	5回	7回	1回	13回	2回	14回	2回	9回	2回	4回
大型施設以外	—	6回	—	9回	—	8回	—	7回	0回	6回



中期目標期間における取組

<事業健全性の確保>

取組内容	成果、効果
【中期目標期間における取組】 ○ 経営状況の悪化等による再開発事業への影響等に鑑み、全賃借人と面談を実施し、良好な関係を築いた。また、調査機関等からの情報収集も含め、賃借人の経営状況の把握に努めた。 ○ 支払遅延に備え、毎月、貸付料の入金確認を行うことで、支払遅延が発生した都度、速やかに賃借人に連絡をとり、遅延理由を確認するなど早期に回収できるよう対応した。 【各年度の主な取組】 ■平成 30 年度 ○ 賃貸料の未収発生に対し、その都度、督促状を発行し、賃借人を訪問のうえ状況確認を行った。さらに、厳しい経営状況が続いている賃借人に対して、貸付施設（2 施設）の必要性等について確認・協議・調整を行った。うち 1 施設の契約解除を行った。 ○ 貸付料の増額が必要と認められる 1 件について交渉を行った。 ■令和元年度 ○ 国有財産使用料が改定されたことに伴い、貸付料の増額が必要となった賃借人（3 者）に対し、丁寧かつ迅速に増額交渉を行った結果、すべての賃借人から承諾が得られ、変更契約を締結した。	○ 賃借人との面談及び調査機関等からの情報を分析することにより、賃借人の経営状況を詳細に把握することができ、貸付料滞納などのリスクに備えることができた。 指標である「全賃借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上」について、平成 30 年度の達成率が 67.7%となっているのは、全賃借人に対し郵送にて福岡空港民間委託の優先交渉権者に係る情報提供を実施したが、主務大臣から面談等に該当しないと判断されたためであり、その他の年度については目標を達成している。 ○ 定期的な入金確認と早めの連絡により、支払遅延の発生を未然に防ぐことができ、一部、契約解除を行った施設があったものの、貸付料の未回収まで至ることはなかった。 ○ 数ヶ月継続していた貸付料の滞納状態について、貸付施設（2 施設）の必要性等を確認・調整のうえ、うち 1 施設の契約を解除することとした。当該賃借人の敷金から未収金を回収することが可能となり、事業収益の健全性確保に寄与することができた。 ○ 粘り強く増額交渉を行い、変更契約を締結したことにより貸付料が増額となり、事業の健全性及び財務状況の改善に寄与することができた。 ○ 賃貸料の増額交渉では、交渉が難航する場合もあるが、賃借人に対し懇切丁寧に説明を行い、理解を求めた結果、賃借人の合意を得ることができ、収益性の確保に努めることができた。



取組内容	成果、効果
○ 大井その2（商業施設）賃借人から、グループ内企業の再編に伴う賃借人の地位承継について、令和2年1月に申し出があった。賃借人からは同年3月までに手続きを終えたいとの希望があったことから、速やかに事務処理を進め、希望時期までに承継人との契約手続きを終えた。 ■令和2年度 ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響について、賃借人との面談を通して状況を確認したところ、国・自治体の支援策もあり、休業など経営状況が極度に悪化するような事態はなかったが、飲食店等をテナントに持つ賃借人から短期の貸付料減免申請があったことから、感染拡大による社会情勢を鑑み、減免対応を行った。 また、賃借人5者から、国の家賃支援給付金を申請するために必要な貸主（機構）の証明を求められ、速やかに対応した。 ○ 大井その2（商業施設）賃借人から、グループ内企業の吸収合併に伴う賃借人の地位承継について、7月に申出があった。賃借人からは同年9月1日から合併後のスタートとなる申出があったことから、速やかに事務処理を進め、希望時期までに承継人との契約手続きを終えた。 ■令和3年度 ◎ 再開発整備事業における新型コロナウイルス感染拡大の影響について、賃借人との面談を通して状況を確認したところ、国・自治体の支援策もあり、休業など経営状況が極度に悪化するような事態にないとのことであったが、感染拡大の社会情勢を鑑み、今年度は貸付料の見直しは行わないものとした。 ○ 大井その2（商業施設）賃借人から、事務所機能を統合することにより空き店舗になる施設へ、新たなテナント（小売業）を出店したいとの申出があり、速やかに事務処理を進めた。	○ 地位承継にあたっては、単に名義変更を行うだけでなく、承継人に対し騒音斉合施設大井地区の重要性について理解を求め、地域住民への説明や関係機関との調整、賃借人選定委員会の開催など新規出店と同程度の事務手続きが必要であったが、事務処理の迅速化により、問題なく地位の承継が行われ、事業の継続性が確保された。 ◎ 日頃から賃借人とのコミュニケーションを取っていることもあり、今回についても、事前に相談があるなど、賃借人の経営状況を速やかに把握できたことから、特に大きな問題もなく事業の継続性を確保することができた。 また、減免対応についても、機構の収益に大きな影響を与えない範囲で対応した結果、賃借人の撤退までには至らず、事業の継続性を確保することができた。 なお、家賃支援給付金は5者全てが給付を受けることができた。 ○ 地位承継にあたっては、単に名義変更を行うだけでなく、承継人に対し騒音斉合施設大井地区の重要性について理解を求め、地域住民への説明や関係機関との調整、賃借人選定委員会の開催など新規出店と同程度の事務手続きが必要であったが、事務処理の迅速化により、問題なく地位の承継が行われ、事業の継続性が確保された。 ◎ 日頃から賃借人とのコミュニケーションを取っていることもあり、今回についても、事前に相談があるなど、賃借人の経営状況を速やかに把握できたことから、特に大きな問題もなく事業の継続性を確保することができた。 なお、貸付料については、今後の状況変化に応じて適切に見直していくこととしている。 ○ 出店に向けて賃借人と協議を重ねていく一方で、国・県・市の関係機関及び地元町内会長や関係団体に説明を迅速に行ったことで、円滑に出店ができ、大井その2（商業施設）における事業の継続性は確保された。 新たなテナント（小売業）の出店により、賑わいが創出され、地域の活性化も期待できる。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

取組内容	成果、効果
■ 令和4年度 ○ 大井その2（商業施設）賃借人から、営業時間及び駐車場管理方式の変更を希望する申出があり、速やかに事務処理を進めた。 ○ 昨年からの撤退の意向を示していた事業者（温泉施設業）の撤退に際し、相手方と綿密な調整を重ね、賃料回収も含め適切に手続きを進めた。	○ 大家として事業継続性確保の観点も踏まえ、店子の要望を地元町内会長や関係団体に対し説明を迅速に行い、滞りなく了承を得ることができた。これにより事業が円滑に継続され、かつ、関係者間とも良好な関係を構築することができた。 ○ 日頃から賃借人とのコミュニケーションを通じ、多様な相談に真摯に応じてきた結果、円満に手続きを進めることができた。



中期目標期間における取組

【指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸借人	31 者	29 者	28 者	28 者	28 者
実績 (延べ回数)	21 者 (229 回)	29 者 (106 回)	28 者 (79 回)	28 者 (61 回)	28 者 (46 回)
達成率	67.7%	100%	100%	100%	100%

※ 平成30年度の達成率が67.7%となっているのは、全貸借人に対し郵送にて福岡空港民間委託の優先交渉権者に係る情報提供を実施したが、主務大臣から面談等に該当しないと判断されたため。

＜再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況＞

○ 令和4年度末における保有施設30件、うち空き施設は0件である。結果、貸付料の安定的な収入を確保できた。また、収支状況については、施設の修繕等の適切な実施に努めた結果、経費率は84.7%であり、安定した収支の確保につながった。

年 度	保有施設	うち 空き施設 (年度末現在)	事業収入 (A)		業務支出 (B)		経費率 (B/A)
				回収率	業務支出	借入金償還等支出	
平成30年度	34 件	0 件	606,152,688 円	100%	506,270,394 円	78,699,838 円	96.5%
令和元年度	33 件	1 件	606,895,188 円	100%	479,303,643 円	78,044,360 円	91.8%
令和2年度	31 件	0 件	613,317,378 円	100%	526,549,112 円	42,331,116 円	92.8%
令和3年度	31 件	0 件	615,449,988 円	100%	561,558,038 円	3,456,000 円	91.8%
令和4年度	30 件	0 件	615,449,988 円	100%	517,648,187 円	3,456,000 円	84.7%

(注) ・事業収入：固有事業収入のうち業務収入のみ（雑収入を除く）
・業務支出：固有事業勘定のすべて



(2) 住宅騒音防止対策事業

中期目標・中期計画

【中期目標】

(2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や地方公共団体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事などを行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【指標】

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内
（平成 28 年度実績 60 日）

【中期計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和 42 年法律第 110 号。以下「騒防法」という。）」に基づく国や地方公共団体からの補助事業として次のとおり取り組む。

国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。

また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。

（指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内）



中期目標期間における取組

<国及び関係自治体との連携>

取組内容	成果、効果
【中期目標期間における取組】 ○ 事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者のより一層の緊密な連携を図るため、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を毎年開催するとともに、「連絡協議会」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。 ◎ なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり書面開催で、令和3年度においては個別開催により情報共有を行った。 ＜福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議＞ ・平成30年度：H30.4.19 ・令和元年度：H31.4.19 ・令和2年度：R2.4.8（書面開催） ・令和3年度：R3.4.14・15（個別開催） ・令和4年度：R4.4.22 ・参加者：福岡県、福岡市、春日市他 ・議題：事業報告、事業計画等 【各年度の主な取組】 ■令和3年度 ○ 「住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会」（主催：航空局）における資料作成のため、防音工事实施済み住宅の経年劣化調査が行われ、機構では、調査対象家屋の選定及び個別訪問による住民の方への協力要請を行った。 調査にあたっては、対象地区の自治会や町内会等へ事前説明を行うとともに、調査当日には家屋内で長時間に亘り騒音測定や現況調査を実施することから、丁寧な事前説明と対応を行った。 ■令和4年度 ○ 「あり方検討会」で議論・検討された新たな制度（更新工事④）について、連絡協議会幹事会において共有を行った。	○ 年度当初に毎年継続して、事業の概要・制度、予算等の説明及び質疑応答を行うことで、自治体における事業の受付窓口の担当者が制度や手続き方法等について理解が深められ、円滑に事業を執行することができた。 ◎ また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、対面での開催を書面による開催としたが、各自治体からの質問等には個別に対応するなど必要な情報共有を行うことができた。令和3年度においては、各自治体を個別に訪ね説明を行ったことで、資料配布のみでは伝わりにくい部分も詳細に説明することで理解を深めてもらい、必要な情報共有を行うことができた。 ○ コロナ禍において、この調査への協力を得ることが困難な状況であったが、適切かつ丁寧に対応を心がけるとともに、外出などで不在者が多いなか連絡が取れるまで粘り強く訪問等を行った。 その結果、住民の方からの協力を取り付け、調査が行われたことで、今後の助成のあり方を検討している委員会審議の一助となった。 また、個別訪問の際に更新工事等の説明を行った結果、実際に更新工事の申請がなされ、事業の促進にもつなげることができた。



中期目標期間における取組

＜事業制度の周知＞

取組内容	成果、効果
【中期目標期間における取組】 ○ 関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布したほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。 ○ 福岡市博多区、東区及び大野城市が発行している広報誌に事業案内の記事を掲載（今期 46 回）した。 ○ 過去に防音工事を実施し、当該年度から更新工事の対象となる住宅、また更新工事実施後に次の更新工事を行っていない住宅に対し、事業対象者が機会を逃さないよう案内（空調機器更新工事のご案内）とチラシ（今期 787 軒）を郵送した。 ○ 住宅騒音防止対策事業に関する相談等については、迅速かつ丁寧な対応に努めた。 なお、全ての問合せ等に対し、その都度適切に対応した結果すべて対応済みであり、長期に亘る継続案件は発生しなかった。 【各年度の主な取組】 ■令和 2 年度 ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域へ出向いた説明が制限されるなど制約があるなか、事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。いずれも機構として初めての試みである。 - 事業概要を記載したマスクケースを作成し、福岡空港内の飲食店、騒音斉合施設（商業）、屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に配布した。（1 万枚） - 郵便局に置かれている窓口現金封筒広告を利用し、事業案内を周知した。（3 千枚） - 屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に事業案内の看板を設置した。（2 箇所）	○ 関係自治体窓口及び福岡市共同利用会館においてパンフレットを配布、また福岡市共同利用会館ではチラシを掲示することで、より多くの住民に制度を周知することができた。 ○ 広報誌を見た住民からの問合せが一定数あり、中には事業制度を知らなかった方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の成果があった。 ○ 事業対象者へのチラシの郵送は、相乗効果を狙い、自治体広報誌の発行時期に合わせ発送することで、当該対象者からの申請、問合せにつながることができた。 ○ 相談等の件数（前期 2,609 件、今期 5,136 件）から、ある程度住民への周知はできていると思料されるが、今後も、積極的な広報活動を通じ、事業制度の周知を図ることとしている。 ◎ マスクケースについては、各施設で行っている新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を応援する意味も込めて作成したところ、配布先や利用者からは概ね好評を得られることができた。 窓口現金封筒広告については、事業対象区域の郵便局に配布することで、地域に特化した周知を行うことができた。 なお、窓口現金封筒広告を見た方からの問合せが 2 件あり、一定の効果が見られた。



取組内容	成果、効果
■令和3年度 ◎ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域へ出向いた説明が制限されるなど制約があるなか、事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。 ● 新聞折込チラシの配布（4,100枚） ● マスクケースを作成し、騒音斉合施設（商業）、屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）へ配布（4,500枚） ● 郵便局窓口現金封筒広告の配布（3,000枚） ○ 電話対応窓口でのサービス向上や苦情対策等のため、通話録音システムを導入した。 ■令和4年度 ○ 事業制度の積極的な周知を図るため、これまで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告の取組の効果の検証を踏まえたうえで、更に効果的な周知を行うため令和5年度から対象地域を選定したポスティングを実施する予定であり、4年度はその準備作業としてチラシの制作・印刷を実施した。なお実際のポスティングについては、申請期間を考慮し、5年度の申請開始時期を想定している。 また、感染症対策も踏まえた広報活動の一環として、昨年に引き続き、大井地区等へのマスクケースの配布も実施した。	◎ 新聞折込チラシについては、18件の問合せがあり、うち事業対象者は12件であった。今回、機構として初めての試みであったが、地元新聞社の利用や地域を限定して配布したことで、より効果的な広報となった。 また、マスクケース及び窓口現金封筒広告については、QRコードを記載したことで、機構への情報アクセスがより容易になった。 ○ 通話内容を録音することにより、相談内容の聞き漏らしやトラブル発生の防止、また、情報の共有による窓口対応力の向上につなげることができた。 ○ 対象地域を絞ることで、より対象者の目に触れやすくなるなど効果的な広報手法と考えている。また、マスクケースなどにQRコードも記載することによって、機構への情報アクセスが容易になり、住宅防音事業のサイトへのアクセス数が2割程度増加し、対象者目線に立った広報手法を図ることができた。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

中期目標期間における取組

[参考：自治体広報誌の掲載状況]

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	掲載回数	問合せ	掲載回数	問合せ	掲載回数	問合せ
博多区	3 回	19 件	3 回	37 件	4 回	46 件
東区	3 回		3 回		2 回	
大野城市	2 回		3 回		3 回	

	令和 3 年度		令和 4 年度	
	掲載回数	問合せ	掲載回数	問合せ
博多区	4 回	23 件	4 回	19 件
東区	4 回		2 回	
大野城市	3 回		3 回	

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

中期目標期間における取組

[参考：更新工事対象者へのチラシの送付状況]

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	合計
送付軒数	282 軒	88 軒	78 軒	110 軒	229 軒	787 軒
問 合 せ	26 件	11 件	2 件	6 件	31 件	76 件
申 請	9 件	16 件	5 件	3 件	17 件	50 件

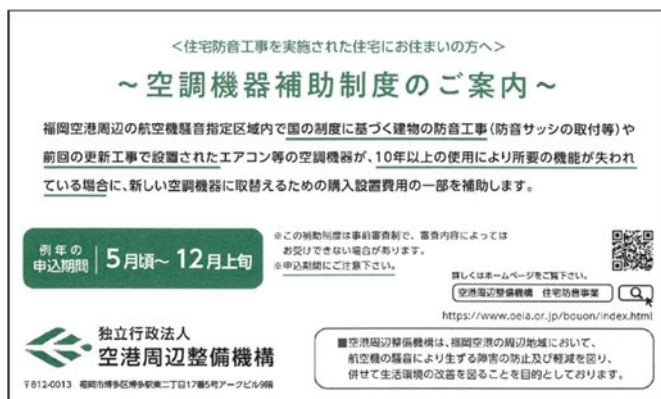
[参考：住宅騒音防止対策事業に関する相談等]

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	合計
相 談	554 件	1,104 件	1,369 件	1,023 件	1,086 件	5,136 件
感 謝※	—	—	—	7 件	5 件	12 件
苦 情	16 件	13 件	46 件	44 件	35 件	154 件

※ 平成 30 年度～令和 2 年度までは感謝をカウントしていなかったため「—」と表記している。



マスクケース（表面）



マスクケース（裏面）



窓口現金封筒広告



中期目標期間における取組

＜事務処理の効率化、補助金交付決定事務の事務処理の短縮＞

取組内容	成果、効果
【中期目標期間における取組】 ○ 申請書類や「空調機器更新補助の手引き」について、よりわかりやすくするため、内容の見直しを毎年行っている。 ○ 補助金交付決定事務の事務処理を効率化・迅速化するため、受付時に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封して返送した。 また、進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの計画及び処理状況を職員間で随時共有することで、複数の職員での事務処理が可能となり業務の空白期間を解消し、処理期間の短縮を図った。 【各年度の主な取組】 ■平成 30 年度 ○ 最前線で行政相談に対応するスキルが必要ことから、国土交通大学校の行政スキル[行政相談対応力](Ⅰ期)研修へ職員(1名)を参加させた。	○ 申請者が理解しやすい内容に改訂することで、サービスレベルの向上を図ってきた。さらに、改訂により申請書への誤記入等が防止されることで、事務処理の効率化及び処理期間の短縮につながった。 ○ 申請が不備の場合、修正箇所をわかりやすく説明した資料を返送することで、申請者の修正に要する負担が軽減されるとともに、担当者においても、再確認時の修正箇所の把握が容易となり、交付決定までの時間が短縮された。 更に、進捗表の活用により、処理状況の共有・管理が可能となったことから、申請数全てにおいて目標日数の 60 日以内に交付決定が行われ(最大処理日数 59 日)、平均処理日数(H30:31.6 日→R4:26.3 日)は着実に減少した。 これらの取組により、指標である「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内」については、すべての年度において達成している。 ○ 行政相談に必要なスキルを習得することで相談対応の迅速化、相談者の満足度の向上、職員の精神的負担の軽減が期待できる。



中期目標期間における取組

取組内容	成果、効果
■令和2年度 ◎ 自治体(県市町)独自の追加補助対象世帯で、住民負担額補助金交付を申込みした世帯に係る事務処理について、通常的事務処理に加え、関係自治体との調整が必要なため、申込みから審査結果通知までに約24日かかっていた。 これまでも申請者から事務処理の短縮の要望があり自治体への要望を行っていたが、連日の厳しい暑さや、さらにはコロナ禍による巣ごもりなどもあり、これまで以上に要望が寄せられた。 機構から自治体へ事情を説明し事務処理の短縮化を強く働きかけたことにより約10日で審査結果通知ができるようになった。 なお、該当する案件は10件あった。 ○ 「住宅騒音防止工事事務処理システム」は、申請者情報や工事情報を共有することで、更新工事に係る情報を一元化し、確認作業等の事務処理効率化のため利用している。当該システムは、機構ネットワークシステム(社内LAN)に接続していたが、申請者の個人情報が漏洩するリスクを抱えていたことから、令和2年度、機構ネットワークシステム(社内LAN)から分離し、独自の閉鎖したシステムに改修を行った。	◎ 事務処理の短縮化(約24日 → 約10日)により、空調機の早期設置が可能となり、住民サービスの向上を図った。 なお、申請者からも本件に関して、感謝の声が2件寄せられた。 ○ 「住宅騒音防止工事事務処理システム」について、個人情報漏洩のリスク回避のため、機構ネットワークシステムから切り離し、これにより、外部からの攻撃を遮断し、意図しない情報漏洩を防ぐことができた。



中期目標期間における取組

【指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内】

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	最長処理日数	平均日数	達成率	最長処理日数	平均日数	達成率	最長処理日数	平均日数	達成率
更新工事①	47 日	32.0 日	100%	51 日	27.3 日	100%	59 日	26.6 日	100%
更新工事 (告示日後)	49 日	33.0 日	100%	44 日	25.1 日	100%	31 日	21.2 日	100%
更新工事②	51 日	31.2 日	100%	57 日	28.1 日	100%	52 日	25.7 日	100%
更新工事② (告示日後)	32 日	24.5 日	100%	49 日	25.3 日	100%	31 日	31 日	100%
更新工事③	49 日	35.1 日	100%	45 日	32.1 日	100%	31 日	25.4 日	100%
合 計	51 日	31.6 日	100%	57 日	27.8 日	100%	59 日	25.9 日	100%

区 分	令和 3 年度			令和 4 年度		
	最長処理日数	平均日数	達成率	最長処理日数	平均日数	達成率
更新工事①	47 日	25.3 日	100%	43 日	26.3 日	100%
更新工事 (告示日後)	43 日	29.0 日	100%	31 日	29.8 日	100%
更新工事②	49 日	23.8 日	100%	47 日	25.7 日	100%
更新工事② (告示日後)	43 日	30.5 日	100%	54 日	45.5 日	100%
更新工事③	40 日	22.6 日	100%	41 日	24.8 日	100%
合 計	49 日	24.3 日	100%	54 日	26.3 日	100%



中期目標期間における取組

[参考：申請件数・台数に対する実績]

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
	交付決定	実 績	執行率 (%)	交付決定	実 績	執行率 (%)	交付決定	実 績	執行率 (%)	交付決定	実 績	執行率 (%)	交付決定	実 績	執行率 (%)
	件数・ 台数	件数・ 台数		件数・ 台数	件数・ 台数		件数・ 台数	件数・ 台数		件数・ 台数	件数・ 台数		件数・ 台数	件数・ 台数	
防音工事 (未実施)	2 件	2 件	100%	0 件	0 件	100%	1 件	1 件	100%	0 件	0 件	100%	0 件	0 件	100%
防音工事 (告示日後)	1 件	1 件	100%	0 件	0 件	100%	1 件	1 件	100%	0 件	0 件	100%	0 件	0 件	100%
更新工事①	71 台	71 台	100%	65 台	65 台	100%	57 台	57 台	100%	25 台	25 台	100%	45 台	45 台	100%
更新工事① (告示日後)	5 台	5 台	100%	10 台	10 台	100%	6 台	6 台	100%	7 台	7 台	100%	5 台	5 台	100%
更新工事②	130 台	130 台	100%	129 台	129 台	100%	88 台	88 台	100%	74 台	74 台	100%	102 台	102 台	100%
更新工事② (告示日後)	2 台	2 台	100%	7 台	7 台	100%	2 台	2 台	100%	4 台	4 台	100%	3 台	3 台	100%
更新工事③	12 台	12 台	100%	7 台	7 台	100%	6 台	6 台	100%	11 台	11 台	100%	9 台	9 台	100%
合 計	—	—	100%	—	—	100%	—	—	100%	—	—	100%	—	—	100%

※ 平成 30 年度防音工事(告示日後) は平成 30 年度(設計), 令和元年度(工事)。件数は平成 30 年度に計上。

<事業実施／予算執行状況>

単位：千円

区 分	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
	予算	実績	執率 (%)	予算	実績	執率 (%)	予算	実績	執率 (%)	予算	実績	執率 (%)	予算	実績	執率 (%)
防音工事 (未実施)	2,978	5,136	172.5	3,179	0	0	5,020	2,779	55.4	5,018	0	0	3,733	0	0
防音工事 (告示日後)	5,189	222	4.3	3,237	5,401	166.9	3,262	1,775	54.4	3,291	0	0	2,364	0	0
更新工事①	16,538	6,173	37.3	13,232	5,709	43.1	10,696	5,417	50.6	9,639	2,126	22.1	8,662	3,754	43.3
更新工事① (告示日後)	1,270	274	21.6	1,383	903	65.3	1,216	593	48.8	1,315	621	47.2	1,268	405	31.9
更新工事②	14,361	11,652	81.1	13,732	12,243	89.2	12,533	8,827	70.4	11,930	6,873	57.6	13,416	9,176	68.4
更新工事② (告示日後)	277	163	58.8	346	754	217.9	352	177	50.3	443	330	74.5	634	239	37.7
更新工事③	740	1,098	148.4	777	496	63.8	882	553	62.7	974	1,078	110.7	951	797	83.8
事務費	11,619	7,823	67.3	11,607	9,554	82.3	11,801	10,158	86.1	12,168	8,289	68.1	12,103	7,791	64.3
合 計	52,972	32,541	61.4	47,493	35,059	73.8	45,762	30,279	66.2	44,778	19,317	43.1	43,131	22,162	51.3

※ 平成 30 年度防音工事(告示日後) は平成 30 年度(設計), 令和元年度(工事)。件数は平成 30 年度に計上。



(3) 移転補償事業

中期目標・中期計画

【中期目標】

(3) 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【指標】

- ・ 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内
(平成 28 年度実績 270 日)

【重要度：高】

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25 年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

【中期計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。
地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。

また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。

(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内)



中期目標期間における取組

＜事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
【中期目標期間における取組】 ○ 年度計画に基づく土地買入や建物等補償について、機構が実施する土地の買入のための測量等作業の進捗管理及び申請者が実施する建物・工作物の撤去作業に関して、申請者と連絡調整を密に行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。 ○ 申請事案が円滑に進むよう、予め申請者とのスケジュール調整を密に行い作成した個別のスケジュール表を活用するとともに、測量・建物等調査・不動産鑑定について集中的な発注を行い事務処理の効率化に取り組んだ	○ 機構発注調査等に伴う電話連絡、現場立会や申請者による建物等撤去工事の打合せ等の機会を利用して、申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進めたことにより、効果的かつ効率的な事業運営を実現し、空港周辺住民の生活環境の一層の向上を図ることができた。 ○ 個別のスケジュール表に基づき、契約締結までに必要なスケジュール管理を徹底し、作業を迅速かつ適切に対応したことにより、測量等調査開始から契約締結までの日数は、申請件数の全てにおいて目標日数の 270 日以内に手続きが行われ（最大処理日数 268 日）、事務処理の効率化が図られた。なお、平均処理日数（H30:244.1 日→R4:162.5 日）は着実に減少した。 この取組により、指標である「申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内」については、すべての年度において達成している。

【指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内】

	実績件数	原則 270 日以内	例外物件※	平均処理日数	達成率
平成 30 年度	9 件	7 件	2 件	244.1 日	100%
令和元年度	5 件	5 件	0 件	181.0 日	100%
令和 2 年度	1 件	1 件	0 件	116.0 日	100%
令和 3 年度	2 件	2 件	0 件	159.0 日	100%
令和 4 年度	3 件	3 件	0 件	162.5 日	100%
合計	20 件	18 件	2 件	203.2 日	100%

※ 例外物件とは財務省との取得協議手続きを必要とする物件であり、相応の日数を要する。

【参考：移転補償事業実施状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
土 地	件 数	9 件	5 件	1 件	2 件	3 件
	面 積	8,147.23 ㎡	2,864.70 ㎡	446.53 ㎡	618.4 ㎡	1,317.74 ㎡
うち 建 物	件 数	6 件	3 件	0 件	2 件	0 件
借家人	件 数	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※ 件数、面積には、前年度からの繰越分を含む。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

中期目標期間における取組

＜事業実施／予算執行状況＞

単位：千円

	平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	予算	実績	執行率 (%)	予算	実績	執行率 (%)	予算	実績	執行率 (%)
前年度 から繰越	165,450	165,450	100%	505,923	504,688	99%	0	0	0%
現年度	2,315,324	1,295,316	56%	414,408	351,711	85%	114,978	102,918	89%
翌年度 へ繰越	505,923	505,923	100%	0	0	0%	0	0	0%
合 計	2,986,697	1,966,689	66%	920,331	856,399	93%	114,978	102,918	89%

	令和 3 年度			令和 4 年度		
	予算	実績	執行率 (%)	予算	実績	執行率 (%)
前年度 から繰越	0	0	0%	0	0	0%
現年度	218,498	195,166	89%	455,450	281,938	61.9%
翌年度 へ繰越	0	0	0%	0	0	0%
合 計	218,498	195,166	89%	455,450	281,938	61.9%



中期目標期間における取組

＜広報等の実施及び各種相談への対応＞

取組内容	成果、効果
【中期目標期間における取組】 ○ 自治体（福岡市・大野城市）広報誌への事業案内の掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業対象区域の公民館、共同利用会館へ案内チラシを配布するなど、引き続き広報活動の強化に取り組んだ。 また、移転補償事業にかかる各種相談（申請、境界確定、建物撤去など）について、迅速かつ適切な対応した。 特に移転補償希望者には、移転補償手続き（制度説明、書類の作成含む）などの説明を、より丁寧に対応している。 ○ 申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料（移転補償の「しおり」）を作成し、毎年見直した。 【各年度の主な取組】 ■令和2年度 ○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった跡地に「移転補償事業を行った土地である旨」の横断幕を設置した。	○ 移転補償事業の周知を図った結果、広報誌・チラシ等を見た方からの問合せがあり、広報による効果が得られた。 また、移転補償事業の可否に関する照会もあり、全て適切に対応した。 ○ 相談内容に応じた対応を行うため、「移転補償の概要」及び「移転補償のしおり」の2冊を作成している。「しおり」に関しては、標準スケジュール表の様式改訂、航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の適用期間が見直されたことから「しおり」に記載されている特例措置に関する項目の修正や、本人確認書類の例示や表現内容について、その都度修正を行うことで、申請者へ適切な情報を提供できた。 ○ 横断幕を見たことによる相談は1件であったが、相談の結果、申請書の提出を受け、受理するに至った。横断幕の設置は、移転補償事業の実施状況を現場で近隣の住民に認識してもらうことで、地権者から相談を受けるきっかけとなった。

取組内容	成果、効果
■令和3年度 ○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった跡地に「移転補償事業を行った土地である旨」の横断幕を設置しており、昨年度設置した空港南側の跡地については、より視認性の高い場所への移設を行うことで周辺住民の目に触れる機会を増やした。 ■令和4年度 ○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕について、更に効果的な周知を行うため、令和3年度に新たに取得した視認性の高い跡地（駅近くで人通りがある幹線道路沿い）に追加設置した。	○ 横断幕設置の取組は、移転補償事業の実施状況を現場で認識してもらうことで、地権者からの相談を受けるきっかけとなっている。 ○ 第4期中期目標期間末となる令和4年度までに、計3箇所の跡地へ横断幕の設置を行った結果、令和3年度に比べ、約1.8倍の問合せがあり、移転補償事業対象区域の住民に対し、事業認知拡大を図ることができた。 なお、令和4年度の問合せのうち、移転補償を継続検討されている方へ、移転補償手続き（制度説明、書類の作成を含む）について、引き続き丁寧な説明を行っていく。

中期目標期間における取組

[参考：移転補償事業に関する問合せ等]

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
問合せ	28件	29件	27件	23件	42件	149件

[横断幕設置状況]



筥松2丁目（近景）



筥松2丁目（遠景）



(4) 緑地造成事業

中期目標・中期計画

【中期目標】

(4) 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【中期計画】

(4) 緑地造成事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。

中期目標期間における取組

<事業の実施状況>

取組内容	成果、効果
【中期目標期間における取組】 ○ 国が買収した移転補償跡地について、国からの委託を受け、地元及び関係機関との調整を行いつつ、各年度計画どおり造成・植栽を着実に実施した。	○ 緩衝緑地帯を整備することで、緑地が持つ、騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。

【参考】福岡空港周辺における緑地等において、開放型の公園等については自治体が整備している。機構が整備する緑地は周辺住民から治安・管理に対する要望も踏まえ、国との委託契約に基づき閉鎖型として整備を進めている。



中期目標期間における取組

＜事業実施／予算執行状況＞

区 分	予 算			実 績			予算残額 (千円)	執行率	備 考
	件数	面積	金額(千円)	件数	面積	金額(千円)			
平成30年度	1	1,418 m ²	35,657	1	1,418 m ²	19,297	16,360	54.1%	整備面積の執行率 100%
令和元年度	1	913 m ²	30,797	1	913 m ²	13,700	17,097	44.5%	整備面積の執行率 100%
令和2年度	1	3,099 m ²	62,857	1	3,099 m ²	27,056	35,801	43.0%	整備面積の執行率 100%
令和3年度	2	1,503 m ²	50,422	2	1,503 m ²	25,415	25,007	50.4%	整備面積の執行率 100%
令和4年度	1	870 m ²	21,380	1	870 m ²	19,201	2,179	89.8%	整備面積の執行率 100%

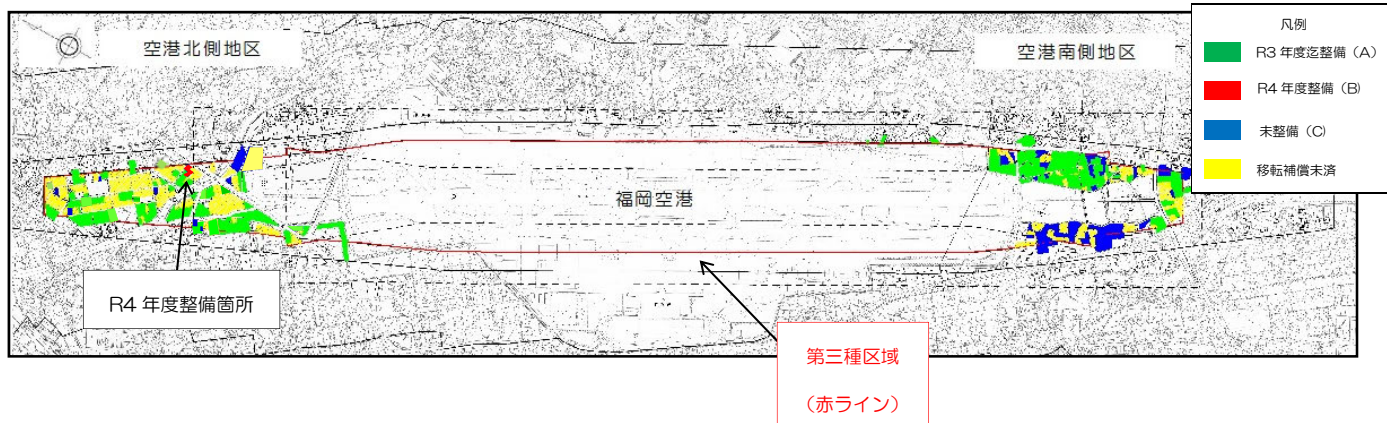
＜事務処理の効率化及び的確なスケジュール管理＞

取組内容	成果、効果
【中期目標期間における取組】 ○ 地元自治会及び空港事務所（造成後の緑地管理者）との調整を綿密に行い、意見や要望の把握に努めながら、測量設計業務及び緑地造成工事を実施した。 ○ 測量設計業務及び緑地造成工事に係る進捗管理等のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、スケジュール管理を的確に行った。	○ 施工方法や作業工程等について地域住民や関係機関との調整を綿密に行い、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。 ○ 緩衝緑地帯に植栽する樹木など、設計上の品質・状態を如何に確保するかを受注者側と共有するとともに進捗管理を徹底したことで、事業を確実に実施することができた。

・ 中期目標期間における取組

[参考：緑地造成事業箇所図]

(令和5年3月末現在)



(単位：ha)

移転補償跡地 面積(Q)※	緑地整備面積		合 計 (A+B)	進捗率 (令和4年度迄) (A+B) / (Q)	緑地未整備面積 (C) = (Q) - (A+B)
	平成29年度迄(A)	平成30年度～ 令和4年度(B)			
27.48	19.48	0.09	19.57	71.2%	7.91

※ 移転補償跡地面積 (Q) は、令和4年度末時点の移転補償跡地全体面積から、公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた値。

[緑地整備状況]



整備箇所：福岡市東区社領地区

撮影日時：R5.3.6



(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化

中期目標・中期計画

【中期目標】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

【中期計画】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

中期目標期間における取組

<国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整>

【中期目標期間における取組】

- 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出資者である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。
- 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図り、各事業については、専門職種の技術力をより有効に活用すべく、課の垣根を越えて専門職種が持つ知見を活かし、工事等における積算業務等に関し相互にアドバイスをを行う等、専門職種が機動的に連携を図ることにより、事業を効率的に実施した。

中期目標期間における取組

<外部講師等による研修の実施や外部研修への参加>

【中期目標期間における取組】

- 職員のスキルアップ及び意識改革を図るため、空港環境対策担当者研修や企業会計研修などの外部研修に積極的に職員を参加させた。

〔外部研修〕

- ・平成30年度：14研修
- ・令和元年度：20研修
- ・令和2年度：23研修
- ・令和3年度：20研修
- ・令和4年度：26研修

【各年度の主な取組】

■令和2年度及び3年度

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部講師による研修の実施が困難な状況であったため、職員の感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限とした。

外部機関が開催する研修も、感染リスクを避けるため、集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされたものの、オンライン研修への積極的な参加を促した結果、令和2年度 総数24名・令和3年度 総数31名が研修に参加することができ、また男女共同参画セミナーや女性活躍推進セミナーなど新たな研修に参加するようにした。

■令和4年度

- 新型コロナウイルス感染防止対策への取組が進み、オンライン研修に加え、基本的な感染対策を徹底して、講義形式による研修も実施した。

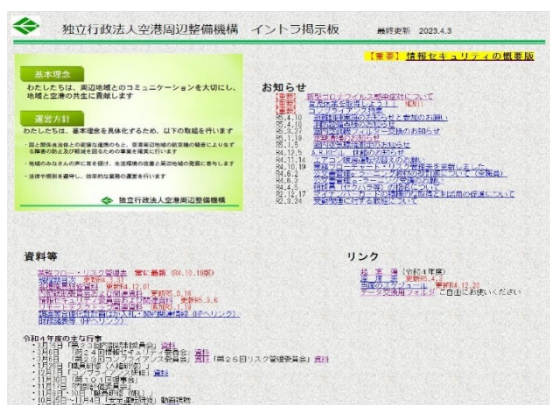
<効率的な知識、情報及び技術の承継実施>

【中期目標期間における取組】

- 各年度、新たに配属された職員（非常勤職員含む。）を対象に、新規採用者研修を実施した。
- 機構内イントラネット掲示板を活用し、研修・委員会資料、規程類、業務フローチャート・リスク管理表など、利用価値の高い情報の共有を図ることにより、職員のスキルアップへつなげるなど、業務の利便性を向上させている。

また、これらの情報を定期的に確認するとともに、逐次内容の更新や改善を行っている。

〔機構イントラネット掲示板〕





(1) 業務改善の取組 ②事業費の抑制

中期目標・中期計画

【中期目標】

② 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で 5% 程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

② 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成 29 年度）比で 5% 以上に相当する額を削減する。

中期目標期間における取組

〈事業費の削減状況〉

- 事業費については、適正な競争入札に向けた取組を行うなど効率的な事業の執行に努めた。
- 当機構の事業は、再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業及び緑地造成事業で構成されており、これらの事業概要は、
 - ①再開発整備事業：福岡空港周辺地域において移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業。
 - ②住宅騒音防止対策事業：指定区域内の住宅と住民の申請に基づき、騒音障害を軽減するための防音工事、エアコン等空調機器設置等の費用や設置したエアコン等空調機器の故障等に伴う更新費用等を助成する事業。
 - ③移転補償事業：指定区域内の所有者等からの申請に基づき、建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業。
 - ④緑地造成事業：第三種区域内において、移転補償事業により取得した土地を対象に、造成工事や植栽工事等を行い、緑地帯を整備して、その地域の生活環境の改善を図る事業。となっている。特に、住宅騒音防止対策事業及び移転補償事業については、指定区域内の方々からの申請に基づく事業であり、申請の件数や移転補償の面積により大きく予算が変動するため、事前に正確な予算計画見込を立てることが困難である。また、緑地造成事業については、造成する箇所の面積により事業に必要な予算が決まるため、年度によりバラツキが発生するものである。
- 工事や業務委託等の施工箇所などを取りまとめた合理的な発注、仕様書等の見直しや入札参加要件の緩和による競争性の確保及び事務処理の効率化による経費の節減により、令和 4 年度の予算額は第 3 期中期最終年度（平成 29 年度）比で 52.9% 減となり、中期計画の「前中期目標期間の最終年度（平成 29 年度）比で 5% 以上に相当する額を削減する。」の目標を達成した。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

中期目標期間における取組

第4期中期目標期間における事業費の推移

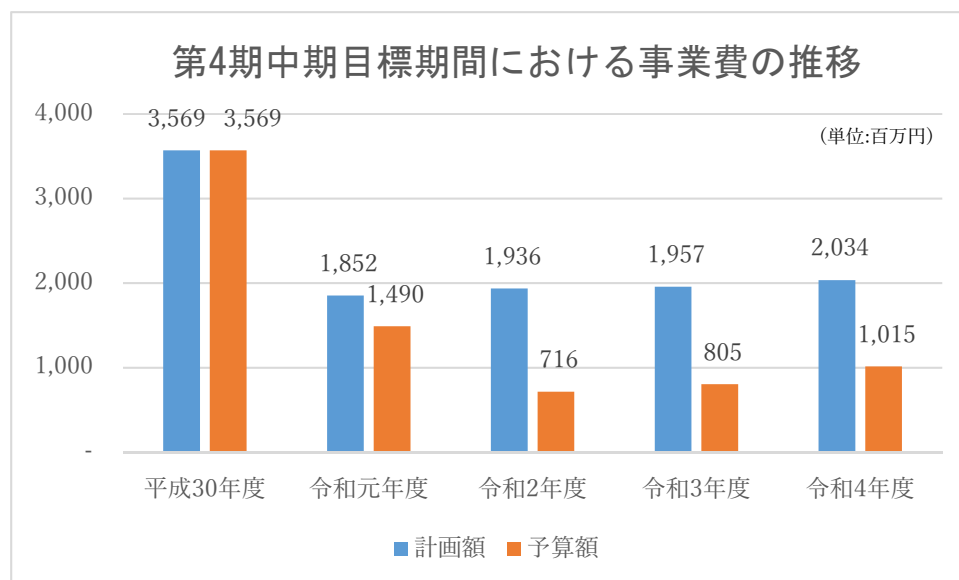
(単位：百万円)

事業名／年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
事業費	2,157	3,569	3,569	1,852	1,490	1,936	716	1,957	805	2,034	1,015
再開発整備	419	412	412	414	413	390	450	385	488	407	491
住宅騒音	58	53	53	53	48	53	46	53	45	53	43
移転補償	1,527	2,987	2,987	1,256	920	1,381	115	1,460	218	1,508	455
緑地造成	68	36	36	48	31	66	63	62	50	60	21
業務外支出	85	82	82	81	78	45	42	6	3	6	3

対29年度比（増減割合）	65.5%	65.5%	▲14.1%	▲30.9%	▲10.2%	▲66.8%	▲9.3%	▲62.7%	▲5.7%	▲52.9%
--------------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------

(注1) 管理勘定への繰入は含まない。

(注2) 端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。



2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 業務改善の取組 ③一般管理費の抑制

中期目標・中期計画

【中期目標】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で 15%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成 29 年度）比で 15%以上に相当する額を削減する。

中期目標期間における取組

- 平成 30 年度から令和 4 年度においては、事務処理の効率化等による事務諸費の削減やパック旅行の推進による旅費の削減のほか、平成 30 年度に実施した事務室の一部返還による事務所維持費の削減などによって、一般管理費を着実に削減できた。
- 令和 4 年度の予算額は第 3 期中期最終年度（平成 29 年度）比で 15.0%減とし、中期計画の「前中期目標期間の最終年度（平成 29 年度）比で 15%以上に相当する額を削減する。」の目標を達成した。

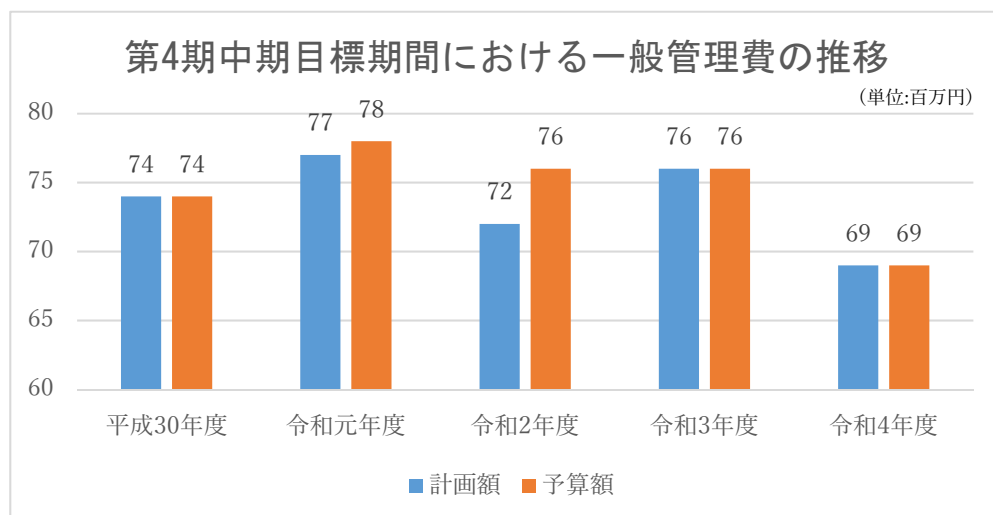
第 4 期中期目標期間における一般管理費の推移

（単位：百万円）

事業名／年度	平成 29 年度	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
一般管理費	82	74	74	77	78	72	76	76	76	69	69
物件費	82	74	74	77	78	72	76	76	76	69	69
対 29 年度比（増減割合）		▲9.2%	▲9.2%	▲6.0%	▲4.9%	▲11.2%	▲7.2%	▲6.8%	▲6.7%	▲15.7%	▲15.0%

（注 1）管理勘定への繰入は含まない。

（注 2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。





(1) 業務改善の取組 ④契約の適正化・調達合理化

中期目標・中期計画

【中期目標】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によりことができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

【中期計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によりことができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

中期目標期間における取組

- 平成 27 年度以降「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日）に基づき、調達等合理化計画を策定し、同計画に沿った取組を実施している。

1. 「調達等合理化計画」に基づき、第 4 期中期目標期間中（令和 4 年度を除く）に締結した契約の状況

契 約 区 分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
競 争 入 札 等	(70.6%) 12 件	(88.2%) 107,749	(76.9%) 10 件	(87.5%) 82,924	(76.9%) 10 件	(91.3%) 127,081	(66.7%) 8 件	(91.7%) 176,914	(73.3%) 11 件	(89.4%) 114,560
企画競争・公募	(17.6%) 3 件	(5.2%) 6,411	(7.7%) 1 件	(4.4%) 4,180	(7.7%) 1 件	(3.4%) 4,675	(8.3%) 1 件	(2.4%) 4,675	(6.7%) 1 件	(3.6%) 4,675
競争性のある契約 (小 計)	(88.2%) 15 件	(93.4%) 114,160	(84.6%) 11 件	(91.9%) 87,104	(84.6%) 11 件	(94.7%) 131,756	(75.0%) 9 件	(94.2%) 181,589	(80.0%) 12 件	(93.0%) 119,235
競争性のない随意契約	(11.8%) 2 件	(6.6%) 8,065	(15.4%) 2 件	(8.1%) 7,713	(15.4%) 2 件	(5.3%) 7,371	(25.0%) 3 件	(5.8%) 11,261	(20.0%) 3 件	(7.0%) 8,962
合 計	(100.0%) 17 件	(100.0%) 122,225	(100.0%) 13 件	(100.0%) 94,817	(100.0%) 13 件	(100.0%) 139,127	(100.0%) 12 件	(100.0%) 192,850	(100.0%) 15 件	(100.0%) 128,197

2. 競争性のない随意契約の状況

平成 30 年度から令和 4 年度までの競争性のない随意契約は、次のとおり。

- ① 事務所共益費（水道・ガス料金） ②事務所電気代 ③騒音斉合施設の付帯設備の緊急修繕

3. 一者応札・一者応募に係る状況

(1) 「調達等合理化計画」に基づく見直し内容

- ① 施工箇所等の取りまとめ
- ② 仕様書等の見直し
- ③ 入札参加要件の緩和
- ④ アンケートの実施（令和 3 年度から）
- ⑤ 入札手続きにおける書面・押印・対面規制の見直し（令和 3 年度から）

(2) 競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
平成 30 年度	1 件 ／ 15 件	6.7%
令和元年度	1 件 ／ 11 件	9.1%
令和 2 年度	1 件 ／ 11 件	9.1%
令和 3 年度	0 件 ／ 8 件	0%
令和 4 年度	4 件 ／ 11 件	36.4%



中期目標期間における取組

4. 取組内容及びその効果

平成 30 年度から令和 4 年度においては、各年度において策定した「調達等合理化計画」に係る取り組みを着実に実施した。

■ 重点的に取り組む分野

(1) 施工箇所等の取りまとめ

工事や業務委託等については、発注時期を勘案した上で、施工箇所が複数に点在していても関係者に不利益とならない範囲で一括発注したことで合理的な調達実施に取り組んだ。

(2) 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し

一般競争入札については、仕様書に業務内容を可能な限り具体的に記載し、「入札及び契約事項審査会」において事前点検を行うことで、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件（ランク）の緩和を行うとともに、公告期間を十分確保することにより、競争性の確保に取り組んだ。

(3) 入札説明書交付申請者に係るアンケートの実施

入札参加機会の拡大等について実効性を高めるため、一般競争入札案件の入札説明書交付申請者に対してアンケートを依頼している。

（アンケートの質問内容）

- ・ 入札不参加の理由
- ・ 公告期間や参加資格要件に関する意見

（アンケートの回答概要）

- ・ 入札不参加の理由は、人員の確保ができない等事業者都合によるものがほとんどであり、当機構に起因するといえるものはなかった。
- ・ 公告期間や競争参加資格の緩和に関する意見は特段なかった。

(4) その他

① 入札手続きにおける書面・押印・対面規制の抜本的な見直し

入札手続きにおける書面・押印・対面規制の抜本的な見直しの一環として、一般競争入札の取扱要領その他関係規程を改正し、令和 3 年度から入札説明書等について事務室窓口での交付に加え、電子メールでの交付も行うこととした。

また、令和 4 年度からは、入札関係書類の押印省略を認めることによりファクシミリや電子メールによる書類提出を可能とした。前年度から実施している電子メールによる入札説明書等の交付と合わせて実施することにより、入札参加希望者は従前のように事務室に訪れることなく入札に参加することが可能となり、事業者の入札参加意欲の向上につなげている。また、入札参加希望者同士の不必要な接触も軽減されるため、入札談合等の防止の一助にもなっている。



中期目標期間における取組

(参考) 令和4年度の実績

・ 入札説明書の交付

全交付件数	電子メールによる 交付
83 件	(85.5%) 71 件

・ 入札参加申請書類の提出

全申請件数	ファクシミリや 電子メールによる 申請件数	郵便による 申請件数	持参による 申請件数
42 件	(50%) 21 件	(23.8%) 10 件	(26.2%) 11 件

② 大阪航空局のホームページへのリンクの掲載

入札公告の情報を広く周知するため、当機構の業務委託元である大阪航空局に依頼し、同局のホームページに当機構の入札公告のホームページのリンクを掲載した。

③ 「入札公告お知らせサービス」の導入

当機構の入札への参加を希望する事業者が入札公告の情報を確実に把握できるよう、事前登録した事業者に対し入札公告の情報を電子メールで知らせるサービスを導入した。

④ 余裕期間制度(※)の導入

他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、建設工事において余裕期間制度を導入し、柔軟な工期の設定等を通じて作業員を確保できるようにした。

(※) 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事開始日)もしくは終期(工事完了期限日)を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度。当機構では「任意着手方式」を採用し、当機構が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法とした。

⑤ 営業所専任技術者と現場技術者の兼務

他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省の通達に基づき、特定の要件を満たす場合に限り、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する営業所専任技術者が現場技術者を兼務できるようにした。

⑥ 設計業務における技術者要件の緩和

緑地造成事業に係る測量及び設計業務において、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省土木設計共通仕様書に基づき、従来有資格者であった技術者要件を緩和し、同等の能力と経験を有する技術者でも担えるようにした。



中期目標期間における取組

■ 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立＜該当案件 100%点検＞

当機構は、入札案件及び少額随意契約を除いた随意契約を案件ごとに「入札及び契約事項審査会」に諮ることとし、調達内容の妥当性や随意契約を行うことが真にやむを得ない案件であるか、点検、確認を行う体制を構築している。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組＜内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催＞

当機構は、理事長を委員長として内部統制を推進する内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組の推進、リスク管理の検討・審議等を行っている。

各委員会は年3回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制、業務毎に内在するリスク因子を事前に把握・検証する体制を構築している。

具体的な対応として、コンプライアンスにおいては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンス研修や自己点検等を実施することにより不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フローチャートを見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。

このような取組の結果、評価指標に掲げる目標は達成した。

5. 契約監視委員会等による点検等

(1) 契約監視委員会による点検

- 「契約監視委員会」を開催し、前年度の契約実績、一般競争入札に付した契約案件、競争性のない随意契約、低入札価格調査、調達等合理化計画の取組内容について、各年度において点検等を実施しているが特段の意見表示、勧告等は受けていない。また、その点検結果については速やかにホームページで公表している。

(2) 監事による監査

- 契約における事務手続については、所定の規程類に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、定期的に監事のチェックを受けている。
- 監事監査については契約事項に関して特段の指摘はなく、その旨、監事から理事長へ報告がされている。

《参考》機構の入札・契約情報 HP ページ <https://www.oeia.or.jp/nyusatu/one.cgi>



(1) 業務改善の取組 ⑤給与水準の適正化

中期目標・中期計画

【中期目標】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

【中期計画】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

中期目標期間における取組

<対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組>

○ 従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。

また、各年度における「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正内容を踏まえ、機構の給与水準は国の制度に合わせた見直しを行い、取組状況はホームページに公表している。

なお、当機構の対国家公務員指数は以下のとおりである。

[参考：対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移]

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対国家公務員指数	101.5	98.5	102.0	92.9	100.5

【各年度の主な取組】

■平成 30 年度

- ①俸給月額 俸給表を平均 0.20%引上げ
- ②ボーナス 4.40 月分→4.45 月分に引上げ

■令和元年度

- ①30 歳代半ばまでの職員が在職する号俸について俸給表水準引上げ
- ②ボーナス 4.45 月分→4.5 月分に引上げ
- ③住宅手当の支給対象となる家賃の下限を 4,000 円 引上げ（12,000 円→16,000 円）
- ④住宅手当支給額の上限を 1,000 円引上げ（27,000 円→28,000 円）

■令和 2 年度

- ①ボーナス 4.5 月分→ 4.45 月分に引下げ

■令和 3 年度

- ①ボーナス 4.45 月分→ 4.30 月分に引下げ

■令和 4 年度

- ①若年層の俸給月額引上げ
- ②ボーナス 4.30 月分→ 4.40 月分に引上げ



(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

中期目標・中期計画

【中期目標】

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO を支援するため、PMO の設置等の体制整備を行うこと。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICT の活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進すること。

【中期計画】

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO を支援するため、PMO の設置等の体制整備を行う。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICT の活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。

※ PJMO：ピー・ジェー・エム・オー [Project Management Office] プロジェクト推進組織のこと。

PMO：ピー・エム・オー [Portfolio Management Office] 機構内全体管理組織のこと。

ICT：アイ・シー・ティー [information and communication technology]

情報通信技術。IT とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われている。



中期目標期間における取組

<業務のデジタル化及びシステムの最適化>

【中期目標期間における取組】

- 再開発整備事業について、物件データベースを適宜更新するとともに、各職種間（事務職、土木職、建築職等）において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。
- 住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムの活用によって、住民からの問合せや相談に対して迅速に対応することができるようになり、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。
また、機構ホームページ上から電子版の申請書をダウンロード可能としており、紙媒体での配布を必要最低限とすることで効率化を図っている。

【各年度の主な取組】

- 令和2年度
 - ◎ 政府の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための在宅勤務等の円滑化に資する申請手続き等の見直し」の一環として、法人手続きにおける書面規制・押印・対面規制について見直しを行い、15の規程を改正した。
 - ◎ 新型コロナウイルス感染防止の取組として、在宅勤務（テレワーク）の活用が要請されたことから、テレワーク導入のため、既存のシステム環境を活かしたりリモートデスクトップ方式による ICT 環境を整備した。（働き方改革の一環としてワーク・ライフ・バランスの向上にも活用。）
 - 機構ネットワークシステム（社内 LAN）の老朽化により、有線 LAN を無線 LAN に切り替えた。この無線化により、場所を問わずに PC を利用できるようになったことから、ペーパーレス会議の開催など業務の効率化につながった。
 - 「住宅騒音防止工事事務処理システム」は、機構内ネットワークシステム（社内 LAN）に接続・運用しており、申請者の個人情報の漏洩リスクを抱えていたため、これを分離した独自の閉鎖システムに改修したことで、外部からの接続が遮断され、情報漏洩のリスク回避につながった。
 - 非常勤職員の採用において、「ハローワークインターネットサービス」上に「求人マイページ」を開設したことにより、ハローワークに出向くことなく、求人情報や事業者情報の提供が可能になったほか、紹介状の確認や選考結果（採用・不採用）の連絡がサービス上で行うことができるようになった。また、商業登記電子証明書の取得により、「e-TAX（国税電子申請・納税システム）」、「社会保険・労働保険関係手続（e-Gov 電子申請手続）」等のオンライン申請が可能となり、申請窓口までの移動時間や待ち時間がなくなるなど業務の効率化が図れた。



中期目標期間における取組

■令和3年度

- ICTを活用した会議開催により、コロナ禍においても円滑な会議運営を行えるように努めた。
また、クラウドベースのグループウェア（サイボウズ）、無線 LAN（WiFi）、テレワーク環境（リモートデスクトップ）等の各種 ICT 環境を導入して、業務の電子化及びシステムの最適化を図ってきたが、これらの ICT 環境について、さらなる機能の品質向上に取り組んできた。
- グループウェア及び IT 資産管理システムを活用した勤怠管理強化、通信端末の更新やソフトウェアのバージョンアップなど機構ネットワークシステムの最適化を行った。

■令和4年度

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえて、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）の改訂が行われた。
それに伴い、機構の現中期目標の変更が行われたため、中期計画及び令和4年度計画において、「機構の情報システムの整備及び管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO を支援するための、PMO の設置等の体制整備を行う。」旨の追加を行い、機構の情報システムの整備及び利用に関する取扱要領を改訂し、PMO の設置等の体制整備を図った。
- デジタル社会の実現に向けた重点計画においては、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度に棚卸しを行うこととされたところであり、機構においても、今般、重点計画に基づき、①情報システム所管課（PJMO）情報、②システム概要、③システム構成概要等、④システム規模等、⑤ユーザ・使用状況、⑥予算・執行などの棚卸し調査を実施した。
これにより、各課で管理しているシステムの契約・更新状況、保守業務に関する内容及びシステム関連の課題等を一元的に把握し、システム改修の機会を捉え、システムの最適化を行う体制とした。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化から、引き続き ICT を活用した WEB 会議システムでは、組織内外での会議、研修や業務打合せを行うことにより、コミュニケーションツールとしての運用が飛躍的に拡大し、業務の簡素化・効率化が促進された。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画

【中期目標】

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

【中期計画】

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	13,336
業務収入	3,082
補助金収入	598
受託金収入	9,626
負担金収入	10
長期借入金等収入	—
雑収入	20
繰越金受入	—
支出	13,062
固有事業	2,229
受託事業	8,854
その他事業	265
人件費	1,345
一般管理費	368

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	13,104
経常費用	13,104
業務費用	11,385
固有事業	2,263
受託事業	8,854
その他事業	268
一般管理費	1,704
人件費	1,345
物件費	359
減価償却費	—
財務費用	15
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	13,361
経常収益	13,361
業務収入	3,082
受託収入	9,626
補助金等収益	651
財務収益	3
雑益	—
臨時利益	—
繰出金・繰入金	0
純利益	257
目的積立金取崩額	—
総利益	257

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	14,829
業務活動による支出	13,086
投資活動による支出	—
財務活動による支出	206
次期繰越金	1,537
資金収入	14,829
業務活動による収入	13,336
業務収入	3,082
受託金収入	9,626
その他の収入	628
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	1,493



中期目標期間における取組

<予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況>

【中期目標期間における取組】

- 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。
- 収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行を行った。
- 資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な執行管理を行った。
- 資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査人及び監事監査の監査を受けており、適切な管理に取り組んだ。



中期目標期間における取組

第4期中期計画における予算・収支計画・資金計画の進捗状況

[予算]

[百万円]

区 分	本中期目標 計画額	H30～R4 年度 実績額	進捗状況
収 入	13,335	7,280	55%
業務収入(再開発整備)	3,082	3,057	99%
補助金収入等(民家防音)	607	468	77%
受託金収入(移転補償・緑地)	9,626	3,737	39%
長期借入金等収入	—	—	—
雑収入	20	18	89%
繰入金受入	—	—	—
支 出	13,062	7,016	54%
固有事業(再開発整備)	2,229	2,243	101%
受託事業(移転補償・緑地)	8,854	3,002	34%
その他事業(民家防音)	265	139	53%
人件費	1,345	1,323	98%
一般管理費	368	308	84%

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。



中期目標期間における取組

第4期中期計画における予算・収支計画・資金計画の進捗状況

[収支計画]

[百万円]

区 分	本中期目標 計画額	H30～R4 年度 実績額	進捗状況
(費用の部)			
経常費用	13,104	7,127	54%
業務費用	11,385	6,173	54%
固有事業(再開発整備)	2,263	2,411	107%
受託事業(移転補償・緑地)	8,854	3,485	39%
その他事業(民家防音)	268	278	104%
一般管理費	1,704	931	55%
人件費	1,345	651	48%
物件費	359	280	78%
財務費用	15	23	150%
雑 損	—	0	—
臨時損失	0	3	—
(収益の部)			
経常収益	13,361	7,500	56%
業務収入(再開発整備)	3,082	3,080	100%
受託収入(移転補償・緑地)	9,626	3,908	41%
補助金等収益(民家防音・再開発整備)	651	506	78%
財務収益	3	3	100%
雑 益	—	3	—
臨時利益	—	1	—
純利益	257	371	145%
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益	257	371	145%

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。



中期目標期間における取組

第4期中期計画における予算・収支計画・資金計画の進捗状況

[資金計画]

[百万円]

区 分	本中期目標 計画額	本中期目標 実績累計	進捗状況
資金支出	14,829	15,953	108%
業務活動による支出	13,086	6,716	51%
投資活動による支出	—	7,228	—
財務活動による支出	206	214	104%
次期繰越金	1,537	1,795	117%
資金収入	14,829	15,953	108%
業務活動による収入	13,336	7,299	55%
業務収入(再開発整備)	3,082	3,059	99%
受託金収入(移転補償・緑地)	9,626	3,752	39%
その他の収入(民家防音等)	628	488	78%
投資活動による収入	—	6,900	—
財務活動による収入	—	—	—
前期よりの繰越金	1,493	1,754	117%

(注) 計数は単位未満を四捨五入しているため合計が一致しないことがある。



(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画

【中期計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400 百万円とする。

中期目標期間における取組

該当なし。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

中期目標・中期計画

【中期計画】
該当なし。

中期目標期間における取組

該当なし。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期目標・中期計画

【中期計画】
該当なし。

中期目標期間における取組

該当なし。



(5) 剰余金の使途

中期目標・中期計画

【中期計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

中期目標期間における取組

平成 30 年度から令和 4 年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第 44 条第 1 項に基づき積立金として整理した。



(1) 適切な内部統制の実施

中期目標・中期計画

【中期目標】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまで同様充実・強化を図ること。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックすること。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行うこと。

【中期計画】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCA サイクルを実行していく。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行う。



中期目標期間における取組

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令・延長されるなど、そのリスクが長期化しており、今後の業務運営への影響や、その終息時期も不透明な状況であった。

機構では新型コロナウイルス感染拡大のリスクに対応するため、周辺住民、関係先、職員及び家族の感染拡大防止を最優先事項とし、国・自治体が要請する感染防止対策を徹底して行い、新型コロナウイルスの影響の極小化を図ってきた。

これらの取り組みを行うにあたり、理事会をはじめ各委員会では、情報の共有や方針の協議を行っており、以降もこのリスクを重要なリスクと位置づけ、継続して状況の変化を注視、都度対策の検討・見直しを行い、リスクを軽減する体制を確立してきた。

その他の取組として、各年度、コンプライアンスに関する事例研究（職員間自由討論）やリスク管理表・業務フローチャートの見直しなど、内部統制を機能させるための以下の取組を継続して実施した。

<内部統制委員会の開催>

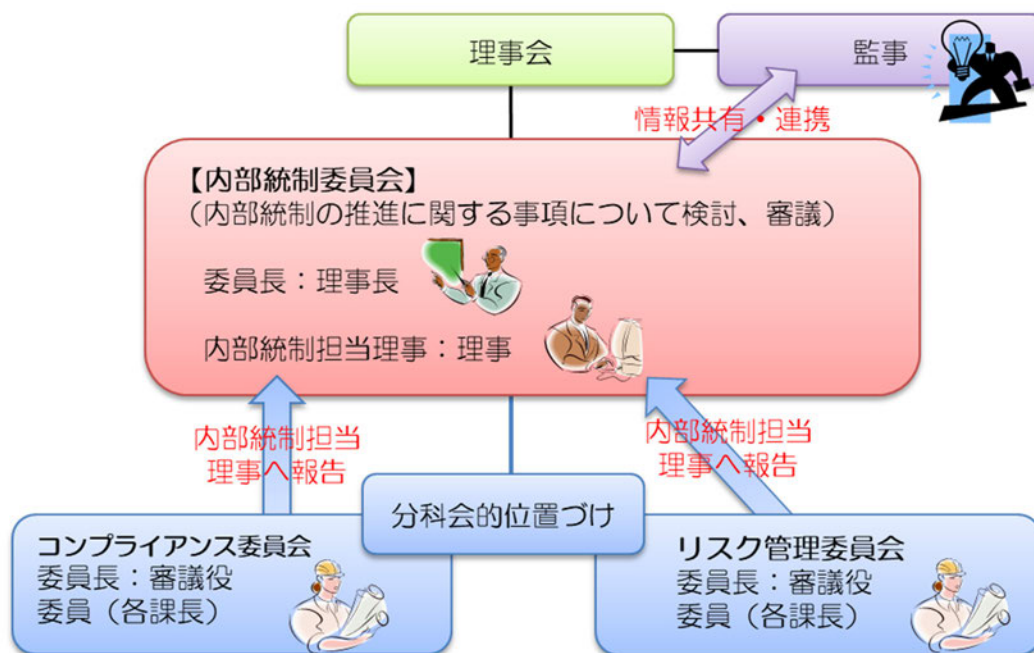
【中期目標期間における取組】

- 理事長を委員長とする内部統制委員会を開催し、内部統制の推進に関する取組について審議、決定した。

〔審議、報告事項等〕

- ・ 4月：当該年度の取組方針（1. 内部統制に関する研修会の開催、2. コンプライアンスについて、3. リスク管理について、4. 内部監査の実施、5. 情報セキュリティ対策）について審議決定
- ・ 10月：当該年度の取組状況について中間報告
- ・ 3月：当該年度の取組結果

〔参考：内部統制推進の組織体制図〕





中期目標期間における取組

<コンプライアンス委員会の開催>

【中期目標期間における取組】

- 審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を年3回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組について審議、決定した。

〔審議、報告事項等〕

- ・ 5月：内部統制委員会の方針を踏まえ、当該年度の取組方針決定
- ・ 10月：上半期の取組状況
- ・ 3月：下半期の取組状況及び当該年度の取組の総括

〔主な活動〕

- ・ 全職員を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施し、認識強化を図った。
- ・ コンプライアンス違反事例を議題とした職員間での自由討論を実施した。討論の場では活発な意見交換が行われ、改めてコンプライアンス違反を認知するとともに、違反が起こった要因や今後の改善の対策を考える意識啓発の機会とすることができた。
- ・ コンプライアンス研修を全役職員に実施し、意識啓発を図った。
- ・ ストレスチェックを全職員に実施し、職員自身のストレスへの気づきを促し、機構として相談窓口を紹介するとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につながるように努めた。
- ・ 2箇月ごとに公務員等のコンプライアンス違反事例を全役職員に周知することで、意識の向上および注意喚起を図った。

【各年度の主な取組】

■令和2年度

- 令和2年度から新たな取組として、公務員のコンプライアンス違反事例を全職員に周知することで、違反防止への意識付けを図った。

■令和3年度

- 令和2年度に実施したコンプライアンス違反事例を議題とした職員間での自由討論において、メンタルの問題が不祥事に結びつきやすいとの意見が見受けられた。また、「労働安全衛生法」において、平成26年6月より年1回のストレスチェックの実施が義務化（従業員50人未満の事業場は当分の間努力義務とされており、当機構は努力義務にあたる）されたことから、令和3年度から新たにストレスチェックを実施した。職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につながるように取り組む。

■令和4年度

- コンプライアンス理解度チェックについて、新たに発注者綱紀保持の項目を追加し、意識啓発に取り組んだ。



中期目標期間における取組

<リスク管理委員会の開催>

【中期目標期間における取組】

- 審議役を委員長とするリスク管理委員会を年3回開催し、機構のリスク管理のための取組について審議、決定した。

〔審議、報告事項等〕

- ・ 5月：内部統制委員会の方針を踏まえ、当該年度の取組方針決定
- ・ 10月：上半期の取組状況及びリスク管理表の見直し等について審議
- ・ 3月：下期の取組状況及び当該年度の取組結果についての報告

〔主な活動〕

- ・ 安全運転研修を実施し、業務上及びプライベートでの自動車の運転について安全意識の向上を図った。
- ・ クレーム対応研修を実施し、職員の苦情対応能力の向上を図った。
- ・ 定期的にリスク管理表及び業務フローチャートを点検確認し、リスク項目や具体的な対策について見直した。

【各年度の主な取組】

■令和2年度

- 新型コロナウイルス感染防止対策として、リスク管理委員会においてもリスク管理表の見直しや、在宅勤務におけるリスク管理などについて検討を行った。

■令和3年度

- ハラスメントに対し内部相談窓口への相談をためらう者もいるため、全職員に対し匿名で相談・通報できる外部相談窓口の案内を行った。
- 災害等対応マニュアルについて「災害等対応（情報伝達）訓練」の結果等を踏まえ、現行のマニュアルを廃止し、新たなマニュアルを策定するとともに、個別のマニュアルとして「危機管理対応マニュアル（地震編）」を策定した。

■令和4年度

- 審議役による職員（非常勤職員を含む。）に対するダイレクトトークを実施した。職員との交流の場を設けることで、風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めた。



中期目標期間における取組

<業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）>

【中期目標期間における取組】

- 6月に第1回内部評価委員会を開催し、前年度の事業実績に対する内部評価を行った。
- 11月に第2回内部評価委員会を開催し、当該年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。

<職員研修の実施>

【中期目標期間における取組】

- 職員のスキルアップ及び意識改革を図るため、ハラスメント、人権、ワーク・ライフ・バランス研修等の内部研修を実施するとともに、外部研修にも積極的に職員を参加させた。

〔研修実績〕

- ・ 平成30年度：5研修
- ・ 令和元年度：3研修
- ・ 令和2年度：9研修
- ・ 令和3年度：10研修
- ・ 令和4年度：7研修

【各年度の主な取組】

■令和2年度

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部機関が開催する研修は、感染リスクを避けるため、集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされた。
機構では、職員の感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限とした。
また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、新たにテレワークに関する研修を積極的に受講した。

■令和4年度

- 新型コロナウイルス感染防止対策への取組が進み、オンライン研修に加え、基本的な感染対策を徹底して、講義形式による研修も実施した。

<機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有>

【中期目標期間における取組】

- 業務運営の方針等、重要事項の決定については、理事会において審議を行い、職員もオブザーバーとして参加した。
また、毎月開催する役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）では、事業の進捗状況や懸案事項の報告、役員との意見交換等を行い、その場で理事長から指示や方針が示され、各課長は課内ミーティング等により、これらを課内へ周知した。
このように、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事長のリーダーシップが発揮されている。



中期目標期間における取組

<内部監査の実施>

【中期目標期間における取組】

- 内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成し、点検事項等についても個別具体的に検討を行い、年度内に完結させた。
- 監査実施にあたっては、事前に内部監査員と監事がディスカッションを行い、内部監査と監事監査の連携について確認し、これらを踏まえ監査を実施した。

【各年度の主な取組】

- ・ 平成 30 年度：監査実施日 H30. 11. 14～15
 - 重点項目 平成 29 年度内部監査改善計画等の点検（フォローアップ）
対象住民からの申請に基づく事業のルール及び実施状況の点検他
- ・ 令和元年度：監査実施日 R1. 11. 18～19
 - 重点項目 平成 30 年度内部監査改善計画等の点検（フォローアップ）
勤怠管理のルール及び実施状況の点検他
- ・ 令和 2 年度：監査実施日 R2. 10. 16
 - 重点項目 「新しい生活様式」を踏まえた既存業務の見直し
- ・ 令和 3 年度：監査実施日 R3. 10. 19
 - 重点項目 新型コロナウイルス感染拡大に対する機構の対応状況
- ・ 令和 4 年度：監査実施日 R4. 10. 31～R4. 11. 1
 - 重点項目 調達業務のルール及び実施状況の点検



中期目標期間における取組

<監事監査、会計監査人による監査の実施>

【中期目標期間における取組】

- 監事による決算等監事監査を毎年6月に受けた。監査においては通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査が行われた。

なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取り組みを実施した。

【各年度の主な取組】

- ・平成30年度 期中監査：H30.11.26～27
期末監査：HR1.6.14～18
- ・令和元年度 期中監査：R1.11.27～28
期末監査：R2.6.15～17
- ・令和2年度 期中監査：R2.11.25～26
期末監査：R3.6.14～16
- ・令和3年度 期中監査：R3.11.24～25
期末監査：R4.6.13～15
- ・令和4年度 期中監査：R4.11.21～22
期末監査：R5.6.12～14

- 会計監査人による期末監査を毎年5～6月に、期中監査を毎年11～12月及び3月に受けた。

【各年度の主な取組】

- ・平成30年度 期中監査：H30.12.5～6、H31.3.25～26
期末監査：H31.5.22～6.5
- ・令和元年度 期中監査：R1.12.3～6、R2.3.18～19
期末監査：R2.5.25～6.9
- ・令和2年度 期中監査：R2.12.24～25、R3.3.15～16
期末監査：R3.5.24～6.9
- ・令和3年度 期中監査：R3.12.9～10、R4.3.14～15
期末監査：R4.5.25～6.8
- ・令和4年度 期中監査：R4.12.8～9、R5.1.25、R5.3.9～10
期末監査：R5.5.22～6.9



(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

中期目標・中期計画

【中期目標】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成 27 年 9 月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行うこと。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行うこと。

【中期計画】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成 27 年 9 月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

中期目標期間における取組

<機構における情報セキュリティ対策等に関する取組>

【中期目標期間における取組】

- 理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を開催し、当機構の情報セキュリティ対策にかかわる活動方針を決定し、これに基づいた取組を実施した。
 - ・ 平成 30 年度：3 回
 - ・ 令和元年度：3 回
 - ・ 令和 2 年度：6 回
 - ・ 令和 3 年度：3 回
 - ・ 令和 4 年度：4 回
- 情報セキュリティインシデント対処手順及び特に重要な情報セキュリティ・サイバーセキュリティに関する情報を新規採用研修のほか、長期休暇前などに随時周知することで、職員への普及啓発及び注意喚起を行った。
- 情報セキュリティに対する理解度を確認するため、情報セキュリティポリシーに基づき、「情報セキュリティに関する自己点検」を実施した。なお、理解ができていない点は情報セキュリティ責任者から指導を行うとともに、改めて周知を図り、翌年度の情報セキュリティ研修の内容に盛り込んだ。



中期目標期間における取組

【各年度の主な取組】

■平成30年度

- 全役職員を対象に「標的型攻撃メール対策訓練」を行い、訓練実施後に研修アンケートを実施。訓練結果及びアンケート結果を分析し、その内容を職員に周知し意識改善を図った。
- ファイルサーバ上の電子データについて、平成29年度内部監査での指摘を踏まえ、過去のデータを含めすべてのファイル・フォルダを全職員が一斉に整理を行った。

■令和元年度

- 職員への情報セキュリティ対策に関する啓発活動として、「機構情報セキュリティマニュアル」の配布及びイントラネット掲示板への掲載を行った。
- 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（一部改正）（平成30年10月22日総管第143号）」にあわせた「独立行政法人空港周辺整備機構の保有する個人情報の管理に関する規定」の見直し方針を策定した。

■令和2年度

- 在宅勤務（テレワーク）導入のためのICT環境づくりやセキュリティ対策などについて検討。
- 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」を満たすため、「独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー」の全面見直しを行うとともに、職員が理解しやすいように概要版も更新し、情報の共有を図った。
- 情報セキュリティ管理体制強化対策として、IT資産管理システムを導入し、ハードウェア、ソフトウェア及び周辺機器等のIT関連資産の管理・監視の試行運用を開始した。

■令和3年度

- 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」が改正されたことにより、「独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー」の見直しを行った。改正後には職員が理解しやすいように概要版も更新し、情報の共有を図った。
- 情報システムにおいて、セキュリティ水準維持の手順策定及び自己点検を実施し、セキュリティ対策の改善を行った。また、機構ネットワークシステムについて、インシデントへの事前対処として、新たなUTM(Unified Threat Management)機器を導入し統合脅威管理を開始しセキュリティ対策を強化した。



中期目標期間における取組

■令和4年度

- 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」が改正されたこと及びメール誤送信防止の措置（メール送信時に CC や BCC に上司・同僚を含めること）を講じるため、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー及び関係規程の改訂を行った。改訂後には職員が理解しやすいように概要版も更新し、情報の共有を図った。
- 全役職員（非常勤職員を含む。）及び業務用アドレスに対し、標的型メール攻撃訓練を実施した。標的型メール攻撃訓練は、職員一人ひとりの“免疫力”をつけるとともに、訓練実施後に「このメールを不審と思う点」及び「不審メール受信時の対応」を教育することにより、より理解を深めてもらうことができた。
- 業務従事者が使用する PC が不審なメールの添付ファイルを開いてしまい、ウイルス感染する状況を模擬して情報セキュリティインシデント訓練を抜き打ちで実施した。最高情報セキュリティ責任者への第一報の報告に時間を要してしまったことから、訓練後のレビューにおいてインシデント認知の報告と発生原因調査の報告は別で行う手順を再確認した。
- ホームページシステムについて、サーバの更新を機会に WAF（Web Application Firewall）機能、マネージドサービス機能（ネットワーク監視・復旧、バックアップ、セキュリティアップデート等）の技術的なセキュリティ対策を追加した。

【研修】

- 毎年機構情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策に関する知識の付与及び意識向上を目的として「情報セキュリティ研修」を実施した。

【各年度の主な取組】

■令和元年度

- 令和元年度以降は、情報セキュリティインシデントに対する対応強化を図るため、NISC（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）が開催する CSIRT 研修の他に NICT（国立研究開発法人情報通信研究機構）の開催する実践的サイバー防御演習（CYDER）を新たに受講するなどサイバー攻撃に対する備えを行った。

■令和2年度及び令和3年度

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部機関が開催する研修は、感染リスクを避けるため集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされた。

機構では、職員の安全確保と感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限としたが、職員のアンケート結果から概ね期待される研修効果は得られた。

■令和3年度

- 令和2年度情報セキュリティ内部監査で指摘のあった福岡県・福岡市からの出向者に認識の少ない「情報の格付け及び取扱制限」について説明会を実施し、機密性情報などの取扱について、職員の意識改善を図った。

■令和4年度

- 情報セキュリティアドバイザーによる集合研修にするとともに、感染防止の観点から密を避けるためオンライン研修を併用して、全役職員（非常勤職員を含む。）に対し実施した。なお、当日、受講できない職員に対しては録画した動画を視聴させた。
- 新規採用研修時、特に職員の認識が薄い「情報の格付け及び取扱制限」について、教育を行った。



中期目標期間における取組

【監査】

- 各年度、情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査（監査項目点検表に基づく自己点検、保護管理者へのヒアリング）を実施し、PDCA サイクルの運用向上を図った。
- 情報セキュリティ内部監査実施者に対し、内部監査実施者向けの研修に積極的に参加させ、監査員の知識向上に努めた。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部が主催する研修が開催されなかったため、NISC が主催するオンライン研修へ参加や情報セキュリティアドバイザーによる研修を受講したうえで監査を実施した。
- 個人情報の保護に関して、適切な管理への取組を図るため、チェックシートを活用した自己点検及び個人情報の管理状況に係る監査を実施した。

【各年度の主な取組】

■令和元年度及び令和2年度

- 令和元年度から令和2年度にかけて実施された、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の法人監査（マネジメント監査・ペネトレーションテスト）の結果、主な指摘事項のうち以下の改修作業を行い、情報セキュリティ対策の改善を図った。
 - ✓ 「住宅騒音防止工事事務処理システム」について、令和2年9月に機構ネットワーク LAN から分離し独自の閉鎖したネットワーク構成に改修し、保有する個人情報保護対策を強化した。
 - ✓ 「情報システムの台帳整備」について、令和3年2月に IT 資産管理システムを導入活用し、機構ネットワークシステムにかかるシステム台帳を整備した。

■令和4年度

- NISC から委託を受けた IPA が行っている独立行政法人監査（マネジメント監査・ペネトレーションテスト）を受け、監査結果の通知のあったペネトレーションテストについては、改善計画を立てて、フォローアップに取り組んでいる。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携

中期目標・中期計画

【中期目標】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

【中期計画】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。

中期目標期間における取組

① 国及び関係自治体との連携

＜連絡協議会等の開催状況＞

- 空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を年2回開催し、意見交換や事業の実績、実施状況等の説明を行うなど、関係機関との意思疎通と連携の強化を図った。令和2年度、令和3年度及び令和4年度1回目においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、書面開催で情報共有を行った。

令和4年度2回目においては、遠隔地からでも参加が容易で、双方向でのコミュニケーションを図れるWEB開催として、情報共有を行った。

- 連絡協議会幹事会

構成メンバー：大阪航空局、福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

中期目標期間における取組

【参考】連絡協議会幹事会開催状況

	開催日	主な議題・報告事項
平成 30 年度	H30. 8. 31	①平成 29 事業年度事業実績 ②平成 30 事業年度事業予算実施状況 ③平成 31 事業年度予算概算要求 ④その他（第 3 期中期目標期間業務実績報告書、事業概要パンフレットの紹介等）
	H31. 3. 27	①平成 30 事業年度事業実施状況 ②平成 31 年度計画 ③平成 31 事業年度予算実施計画（案） ④その他
令和元年度	R1. 8. 30	①平成 30 年度事業実績 ②令和元年度事業実施状況 ③令和 2 年度予算概算要求 ④その他（平成 30 年度業務実績報告、事業概要パンフレットの紹介等）
	R2. 3. 27 （書面開催）	①令和元年度事業実施状況 ②令和 2 年度計画 ③令和 2 年度予算実施計画（案）
令和 2 年度	R2. 8. 31 （書面開催）	①令和元年度事業実績 ②令和 2 年度事業実施状況 ③令和 3 年度予算概算要求 ④その他（令和元年度業務実績報告、事業概要パンフレットの紹介等）
	R3. 3. 26 （書面開催）	①令和 2 年度事業実施状況 ②令和 3 年度計画（案） ③令和 3 年度予算実施計画（案） ④その他（理事の交代）
令和 3 年度	R3. 8. 31 （書面開催）	①令和 2 年度事業実績 ②令和 3 年度事業実施状況 ③令和 4 年度予算概算要求 ④その他（令和 2 年度業務実績報告、事業概要パンフレットの紹介等）
	R4. 3. 25 （書面開催）	①令和 3 年度事業実施状況 ②令和 4 年度計画（案） ③令和 4 年度予算実施計画（案）
令和 4 年度	R4. 8. 31 （書面開催）	①令和 3 年度事業実績 ②令和 4 年度事業実施状況 ③令和 5 年度予算概算要求 ④その他（令和 3 年度業務実績報告、第 4 回住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会資料）
	R5. 3. 24 （WEB 開催）	①令和 4 年度事業実施状況 ②第 4 期中期目標・中期計画の達成状況 ③第 5 期中期目標・中期計画 ④令和 5 年度計画（案） ⑤令和 5 年度予算実施計画（案）



＜連絡協議会以外の会議＞

- 「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図った。

令和2年度及び令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、中止又は書面開催若しくは各自治体などに出向いた個別開催となったが、必要な情報共有は滞りなく行われた。

【連絡協議会以外の関係自治体等との主な会議と出席団体等】

- 福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議
(関係自治体：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構)
→ 事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、制度・手続き方法等について理解を深めてもらった。
- 地域対策協議会総代会
(福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
→ 地域対策協議会の活動報告や質疑応答等を通じ、国や機構等に対する要望の把握に努めた。
- 福岡空港周辺地域における各種課題等に係る意見交換会
(国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構)
→ 国及び関係自治体が空港周辺地域の各種課題等について意見交換する会議に出席し、情報の共有を図った。
- 福岡空港公害対策協議会との事務協議
(福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構)
→ 公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。
- 福岡空港利活用推進協議会
(福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構)
→ 福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進するため、情報共有を図った。
- 上臼井・下臼井特別委員会
(国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構外)
→ 福岡空港整備事業の進捗状況等の、情報共有を図った。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ②広報活動の充実

中期目標・中期計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。

このため、ホームページを年間 20 回程度常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、年間 20 回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。



中期目標期間における取組

<財務情報等の公表>

- 各年度の財務諸表、業務実績評価結果、公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保した。

【ホームページの主な公表内容】

- 独立行政法人通則法に基づく公表
 - 業務実績報告書
 - 自己評価調書
 - 年度評価結果の反映状況
 - 年度評価調書
 - 事業報告書及び財務諸表
 - 役職員の報酬・給与等の水準の公表
 - 年度計画
 - 独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表 等
- 各種事業
 - 空調機器更新工事における申請締切日のお知らせ
 - 空調機器更新工事における申請書類、手引き等の掲載
 - 「福岡空港周辺にお住まいの皆様へ」（事業承継予定について）掲載
 - 住宅防音工事における申請締切日と工事スケジュールのお知らせ
 - 住宅防音工事における説明パンフレットの掲載 等
- 契約関係
 - 独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表（入札公告・開札結果）
 - 環境物品等の調達推進を図るための方針
 - 公共工事の発注見通し
 - 契約監視委員会の審議概要
 - 調達等合理化計画
 - 空港周辺整備機構の中小企業者に関する契約方針
 - 契約結果の情報 等



中期目標期間における取組

＜ホームページの更新＞

【中期目標期間における取組】

- ホームページの改修にあたっては、月別件数一覧を作成しアクセス状況の把握・分析に努め、改修の際の参考とするとともに、職員や関係者等の意見・要望を踏まえて改修を行った。

【各年度の主な取組】

■平成 30 年度

- 機構のホームページが見つらいとの意見もあり、リニューアルを実施した。
リニューアルにあたっては、現状の問題点や改善の方向性について打合せを重ね、関係者等の意見・要望を踏まえたうえで、デザインや構成の見直し、スマートフォン等に対応したレスポンスデザインの採用や、SSL 証明書により暗号化通信を行い、セキュリティを一層高めるなど大幅な改善を図った。

■令和元年度

- 「地域との連携」ページを作成し、「空の日や出前講座など」の活動を掲載した。

■令和 2 年度

- 福岡空港の環境対策事業が機構廃止後に福岡国際空港株式会社へ承継される旨のお知らせを掲載した。

■令和 3 年度

- トップページに新型コロナウイルス感染症対策のお知らせを掲載した。

■令和 4 年度

- ホームページの「入札・契約情報」の「過去の入札等結果」のページについて、閲覧者の目線に立って見やすいものとするため、掲載を過去 5 年度分とし、年度の新しい順に並び替える改修を行った。

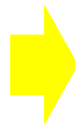
4. その他業務運営に関する重要事項



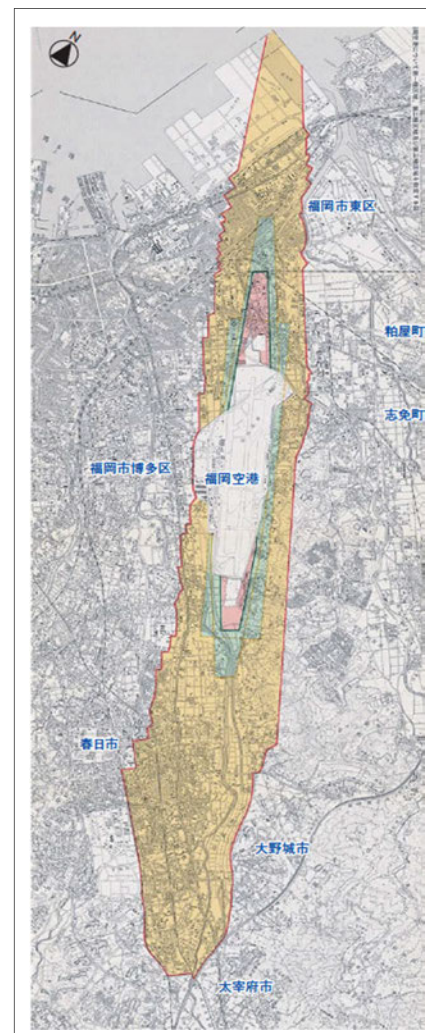
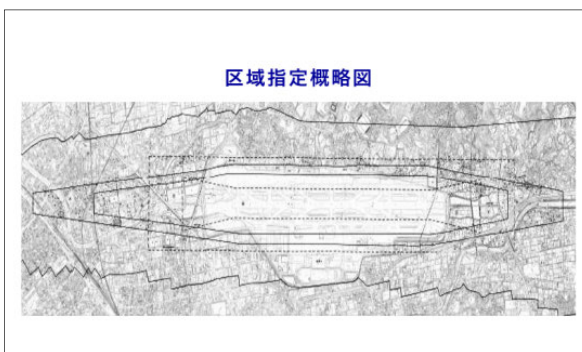
独立行政法人
空港周辺整備機構

[平成 30 年度の主なリニューアル]

・トップページ画面



・航空機騒音区域図



○ ホームページのリニューアルにあたっては、現状の問題点や改善の方向性について打合せを重ね、関係者等の意見・要望を踏まえたうえで、デザインや構成の見直し、スマートフォン等に対応したレスポンスデザインの採用や、SSL 証明書により暗号化通信を行い、セキュリティを一層高めるなど大幅な改善を図った。

【主な改修内容】

- ・機構ホームページのトップ画面デザイン（写真、イラスト等含む）、レイアウトの刷新。
- ・住民からの申請を受ける事業（住宅騒音防止対策事業及び移転補償事業）のアイコン（ボタン）を中心に大きく配置。
- ・各事業ページの内容、写真等の見直し、変更。



中期目標期間における取組

<自治体広報誌などへの情報掲載>

【中期目標期間における取組】

- 機構のパンフレットを作成し、連絡協議会等を通じて関係自治体窓口での配布を依頼し、住民への周知を図った。
- 住宅騒音防止対策事業では、福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。また、関係自治体窓口や、福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布したほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。
- 移転補償事業では、自治体（福岡市・大野城市）広報誌への事業案内の掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業対象区域の公民館、共同利用会館へ案内チラシを配布するなど、引き続き広報活動の強化に取り組んだ。

【各年度の主な取組】

■平成 30 年度

- 住宅騒音防止対策事業の申請者への説明資料である「空調機器更新補助の手引き」について、外注していたものを機構のプリンターによる作成に変更し、資料改善への速やかな対応や経費節減に取り組んだ。また、ホームページの見直しも行い、住民向け、業者向けのページを区別、分かりやすい表現への変更、不要な情報の削除などにより、分かりやすい内容へ改善した。

■令和 2 年度

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域へ出向いた説明が制限されるなど制約があるなか、事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。いずれも機構として初めての試みである。
 - 事業概要を記載したマスクケースを作成し、福岡空港内の飲食店、騒音斉合施設（商業）、屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に配布した。（1 万枚）
 - 郵便局に置かれている窓口現金封筒広告を利用し、事業案内を周知した。（3 千枚）
 - 屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に事業案内の看板を設置した。（2 箇所）
- 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった直近の跡地に「移転補償事業を行った土地である旨」の横断幕を設置した。



中期目標期間における取組

■令和3年度

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域へ出向いた説明が制限されるなど制約があるなか、事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。
 - 新聞折込チラシの配布（4,100枚）
 - マスクケースを作成し、騒音斉合施設（商業）、屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）へ配布（5,000枚）
 - 郵便局窓口現金封筒広告の配布（3,000枚）
- 機構への情報アクセスが容易になるよう、パンフレット等の広報物全てにQRコードを記載した。
- 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった跡地に設置している「移転補償事業を行った土地である旨」の横断幕を、より視認性の高い場所へ移設を行うことで周辺住民の目に触れる機会を増やした。

■令和4年度

- これまで行ってきた新聞折込チラシや郵便局窓口現金封筒広告の取組の効果の検証を踏まえたうえで、更に効果的な周知を行うため令和5年度から対象地域を選定したポスティングを実施する予定であり、4年度はその準備作業としてチラシの制作・印刷を実施。なお実際のポスティングについては、申請期間を考慮し5年度の申請開始時期を予定している。
- 横断幕については、更に効果的な周辺住民への周知を行うため、より視認性の高い跡地（駅近くで人通りがある幹線道路沿い）に設置を行った。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

中期目標期間における取組

使い捨てマスクケース

独立行政法人 空港周辺整備機構は新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を応援します！

この面にマスクの外側を向けて置いてください

<住宅防音工事を実施された住宅にお住まいの方へ>

～空調機器補助制度のご案内～

福岡空港周辺の航空騒音騒音指定区域内で国の制度に基づく建物の防音工事(防音サッシの取付等)や前回の更新工事で設置されたエアコン等の空調機器が、10年以上の使用により所要の機能が失われている場合に、新しい空調機器に取替えるための購入設置費用の一部を補助します。

例年の
申込期間 5月頃～12月上旬

※この補助制度は事前審査制で、審査内容によっては
お受けできない場合があります。
※申込期間にご注意下さい。

詳しくはホームページをご覧ください。
空港周辺整備機構 住宅防音事業
<https://www.oela.or.jp/bouon/index.html>

独立行政法人
空港周辺整備機構
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目17番5号アークビル9階

■空港周辺整備機構は、福岡空港の周辺地域において、航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善を図ることを目的としております。

[マスクケース]

自由に持ち帰ってください。
Take free

福岡空港周辺における
移動補償事業や防音工事の
助成を行っています。

福岡空港周辺に住居や事業所等をお持ちの方が、移動や防音工事
を行われる場合には、補償や助成を利用できる場合があります。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

独立行政法人 空港周辺整備機構
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目17番5号アークビル9階
TEL:092-472-4594 FAX:092-472-4597 E-mail:info@oela.or.jp



[横断幕]

[郵便局窓口封筒]

空調機器補助制度のご案内

昭和57年3月30日以前に建てられた住宅にお住まいで、過去に航空騒音対策として住宅防音工事を実施され、空調機器の更新(買い換え)をご検討の方へ

購入設置費用に
一定額の補助が
受けられます。

制度概要(条件)

- ①福岡空港周辺の航空騒音騒音指定区域内で国の制度(空港周辺整備機構)による防音工事や前回の更新工事で設置した空調機器であること。
- ②空調機器を設置後、機構が実施した完了検査の日から起算して10年以上経過していること。
- ③当該機器に故障や不具合が生じていること。

対象の区域 | 航空騒音騒音指定区域(国土交通省告示)
※以下の3つの区域に該当する必要があります。詳細は(国)国土交通省を参照してください。

事前申請

●必ず事前に申請が必要となり、審査終了後、申請者ご自身による購入となります。機構からの審査結果のお知らせを待てる前に工事をされた場合は対象外となりますので、ご注意ください。
●申請終了後、申込者へ補助金を入金します。
●申請時の居住人数による更新台数の制限があります。

手続きやお問い合わせ先等の詳細は裏面をご覧下さい。

住宅騒音防止工事とは

国土交通省告示により指定された航空騒音騒音指定区域内の住宅で、騒音により生活環境が著しく悪化している場合に、航空騒音騒音指定区域内の住宅に、防音サッシや防音壁等の防音工事を施工することにより、騒音による生活環境の悪化を防止する目的で実施される工事です。

防音工事や更新工事で設置された空調機器が故障した場合、既に自分で交換された空調機器や、防音工事の際に、既存のものを代用機として使用していた空調機器が故障している場合も更新工事の補助の対象となります。(防音工事や更新工事後10年以上経過している場合に限りです。)

空調機器更新工事費用補助の手続きの流れ

1. 申請書提出
2. 審査
3. 審査結果通知
4. 購入・設置
5. 補助金交付
6. 完了検査
7. 補助金交付決定
8. 補助金請求
9. 補助金受領

本補助事業は当該年度予算の範囲内で行いますので、受付期間中でも受付を締め切ることがあります。住宅騒音防止工事が未実施で、ご希望があれば、お問い合わせ下さい。

申込書提出場所

- 大野城市役所(環境・都市計画課)
- 春日市役所(環境課)
- 福岡市役所(空港対策課・市役所北館1階)
- 区民相談室・各市民利用センター(博多区、東区)

当機構ホームページからも
申込書等をダウンロードできます。
URL: <http://www.oela.or.jp/bouon/index.html>

※詳しくは本ホームページの「お知らせ」欄をご覧ください。下記の内容、お問い合わせ先等が記載されています。
※お問い合わせの際は、必ず「航空騒音騒音指定区域内の住宅」であることを確認してください。

お問い合わせ先
独立行政法人
空港周辺整備機構 (国)国土交通省
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目17番5号アークビル9階
TEL:092-472-4594 FAX:092-472-4597 E-mail:info@oela.or.jp

[新聞折込チラシ]



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ③地域への啓発活動

中期目標・中期計画

【中期計画】

③ 地域への啓発活動

- イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。
- ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントや、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。

中期目標期間における取組

<環境学習や見学の実施>

【中期目標期間における取組】

- 連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけるよう、資料やこれまでの取組を紹介し機構が積極的に対応することを周知した。
- ホームページに「校外学習」の募集案内について掲載するとともに、出前講座の実施についても案内を行った。
- 空港周辺の小中学校で行われている環境教育・学習の場を通して、空港環境対策や機構の事業についての理解を深めるため、機構職員を講師として派遣し、福岡市博多区の小学校2校において環境教育・学習のサポートを行った。
 - ・ 平成30年度: 2回
 - ・ 令和元年度: 2回
 - ・ 令和2年度: 2回
 - ・ 令和3年度: 0回
 - ・ 令和4年度: 0回

【出前講座の様子】



4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

<啓発活動の実施>

【各年度の主な取組】

■平成30年度、令和元年度及び令和4年度

- 例年開催されている福岡空港「空の日」のイベントに参画し、イベント来場者へ機構のパンフレット及びノベルティを配布し、啓発活動を行った。

【空の日イベントの様子】



■令和2年度及び令和3年度

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「空の日」イベントが中止になるなど、地域への啓発活動の場が制限されたことから、事業制度を改めて地域住民へ周知するため、新たな広報活動の充実を図った。

- ・ マスクケースの配布
- ・ 郵便局窓口現金封筒広告の活用
- ・ 屋外レクリエーション施設への看板設置
- ・ 新聞折込チラシの配布
- ・ 移転補償跡地への横断幕設置

【屋外レクリエーション施設の看板】



福岡空港周辺における 移転補償事業や防音工事の 助成を行っています。

福岡空港周辺に住居や事業所等をお持ちの方が、
移転や防音工事を行われる場合には、
補償や助成を利用できる場合があります。

詳しくは
ホームページを
ご覧ください



独立行政法人
空港周辺整備機構

空港周辺整備機構

<https://www.oeia.or.jp/>

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ④地域住民のニーズの把握

中期目標・中期計画

【中期計画】

④ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

中期目標期間における取組

<質問・意見の募集>

【中期目標期間における取組】

- ホームページに「ご意見・お問合せ」専用フォームを設け、幅広く意見等の募集を行っているほか、関係自治体で配布している機構のパンフレットに意見等の提出方法を記載し、地域住民からのニーズの把握にも対応した。

【ホームページの「ご意見・お問合せ」】⇒

【各年度の主な取組】

<令和元年度>

- 自治体情報誌への広報掲載等により頂いたご意見や問合せを踏まえ、住宅騒音防止対策事業の手引きに「よくあるご質問」や「『手続きの流れ』に申込から審査結果通知までの期間」を追加して改善した。

<令和2年度>

- ホームページの「機構へのご意見・ご提案」及び「お問合せ」を一つにして、「ご意見・お問合せ」専用フォームを設けた。



(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

① 研修員の受入れ

中期目標・中期計画

【中期目標】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。

【中期計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、平成 31 年 4 月頃予定の空港運営事業開始日以降から環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも 1 名以上受け入れ、研修を行う。

中期目標期間における取組

<研修員の受入れ>

- 「独立行政法人改革等に関する基本方針」に基づき、機構が実施している事業を適切かつ円滑に承継するため、平成 30 年度に研修員を受け入れる体制整備にかかる規程を策定するとともに、運営権者と研修員の人数・期間等について綿密に調整を行い、平成 31 年 4 月から研修員 1 名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始した。

地域振興課では住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業及び緑地造成事業について、補償課では移転補償事業について実務研修（OJT）を行った。

また、主務省庁や関係自治体等との業務調整、研修会等にも積極的に参加させた。

業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。（措置状況：「一部実施・実施中」）

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

② 業務の可視化パターン化の推進

中期目標・中期計画

【中期計画】

② 業務の可視化パターン化の推進

内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図り、それを元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行う。

中期目標期間における取組

<業務フローチャート等の作成>

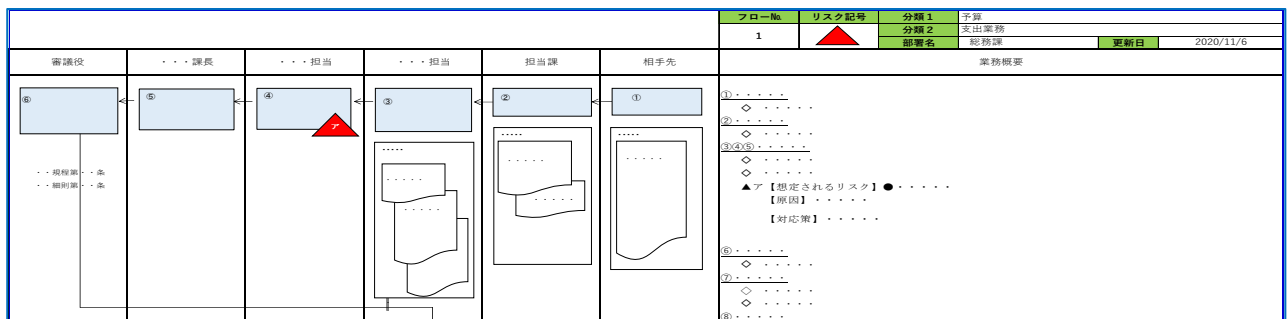
- 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、業務フローチャート及びリスク管理表を元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業承継を行う予定である。

業務フローチャート及びリスク管理表の作成及び定期的な再点検を行うとともに、内部監査において提案のあった内容等も踏まえた見直しを行った。

業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。（措置状況：「一部実施・実施中」）

- ◎ 令和2年度以降においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅勤務（テレワーク）や書面・押印・対面の見直しなど新たに生じた業務に係るフローチャートを作成するとともに、既存業務についても、顕在化したリスクに迅速かつ的確に対応するため、リスク管理表の見直しを行うなど、新型コロナウイルスの影響の極小化を図った。

〔業務フローチャート〕



〔リスク管理表〕

独立行政法人空港周辺整備機構 リスク管理表（総務・経理）

令和2年●月●日

分類名	リスク項目	内容	リスクレベル					リスク発生時に想定される事態	想定されるリスク発生原因	リスクに対する基本方針	リスクに対する具体的な対策	備考
			影響度 (A)	発生頻度 (B)	発生確率 (C)	(D)=(B)× (C)	リスク 評価点 (A)×(D)					
労務	職員の不祥事	情報漏洩	5	1	3	4	20	...	...	...	...	



【参考】

- 独立行政法人改革等に関する基本的方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

＜各法人等において講ずべき措置＞

本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。

福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。

本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(5) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

中期目標・中期計画

【中期計画】

(5) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

中期目標期間における取組

特になし。